

みやこ

京の景観ガイドライン

■ 広告物編



目 次

序 章

- はじめに 序－１
- 景観政策の経緯 序－２
- 景観政策５つの柱と支援策 序－３

本 編

- 屋外広告物制度の解説
 - 基本的な考え方 １－１
 - 屋外広告物とは １－２
 - 規制区域 １－３
 - 屋外広告物の許可制度 １－４
 - 屋外広告物の維持管理について １－９
- デザインガイド
 - 禁止する広告物 ２－１
 - 高さの規制 ２－２
 - 面積の規制 ２－６
 - 形態等の規制 ２－１２
 - 色彩・意匠等の規制 ２－１６
 - 可変表示式屋外広告物の規制 ２－２４
 - 条例第１１条第１項第６号に規定する地域 ２－２５
 - 特定屋内広告物の規制 ２－２６
- 支援制度の解説
 - 優良屋外広告物表彰 ３－１
 - 優良屋外広告物補助金交付制度 ３－６
 - 優良意匠屋外広告物・歴史的意匠屋外広告物について ３－１０
 - 特例許可制度 ３－１１

■ 屋外広告業登録制度

登録制度の概要 4－1

登録の申請 4－3

■ 広告物 Q&A

広告物総論 5－1

申請について 5－4

許可基準について 5－6

特定屋内広告物について 5－8

はじめに

京都市では、京都の優れた景観を守り、育て、５０年後、１００年後の未来へと引き継いでいくため、建築物の高さとデザイン、屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を平成１９年９月に実施しました。そして、平成２３年４月には、この新景観政策について、デザイン基準の充実等の「進化」を行いました。

「京の景観ガイドライン」は、景観政策で実施している建築物や屋外広告物に関する規制等を分かりやすく示した手引書としてまとめたものです。内容は「建築物デザイン編」、「建築物の高さ編」と「広告物編」で構成しており、それぞれのデザイン基準や手続について事例を交えて解説しています。

本ガイドラインを一助として、今後とも、京都市の景観政策について、より一層の御理解をいただきますようお願いいたします。

■ 景観政策に係るこれまでの取組

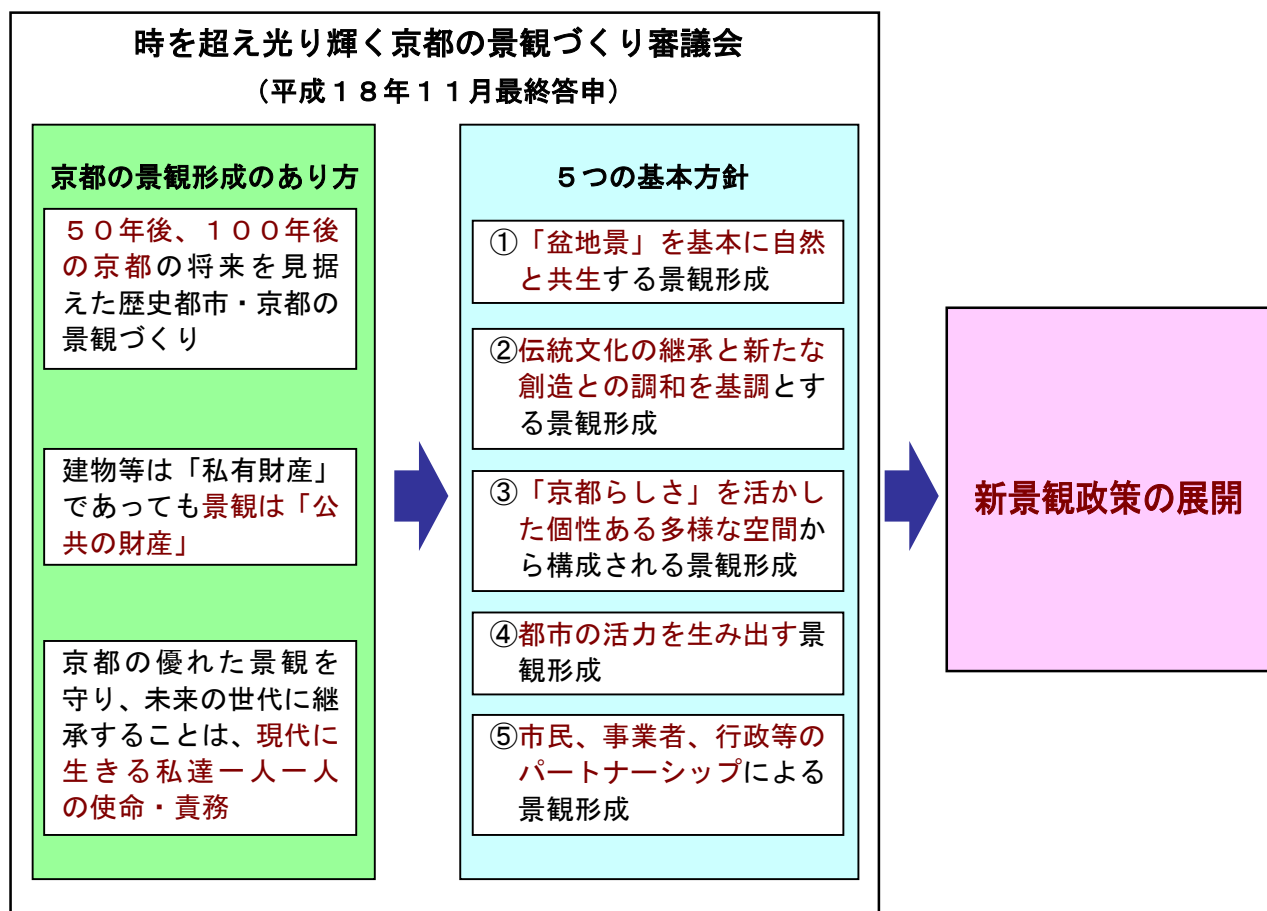
- 昭和 ５年 風致地区の指定
- 昭和３１年 屋外広告物条例の制定
- 昭和４２年 古都保存法による歴史的風土特別保存地区の指定
- 昭和４７年 市街地景観条例の制定（全国に先駆けて）
- 昭和４８年 高度地区の指定（市街地の大半を指定）
- 昭和５１年 伝統的建造物群保存地区の指定
- 平成 ５年 新京都市基本計画（北部保全、都心再生、南部創造）
- 平成 ７年 市街地景観整備条例、自然風景保全条例の制定
- 平成 ８年 景観規制区域の拡大（美観地区拡大、屋外広告物対策の強化）
- 平成１７年 景観法施行（条例に基づくものから景観法の制度へ移行）
- 平成１８年 「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」最終答申
- 平成１９年 「新景観政策」の実施
- 平成２３年 景観政策の進化

景観政策の経緯

京都市は、1, 200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続ける歴史都市です。京都市ではこれまで、優れた自然・歴史的景観等を守るため、風致地区制度の活用と合わせ、全国に先駆けて市街地景観条例を制定し、美観地区制度を駆使して美しい景観の維持を図るほか、景観法の制定を受け、全国初となる景観整備機構の指定を行うなど、景観行政のトップランナーとして果敢に景観政策に取り組んできました。

しかし、近年、我が国の社会経済情勢の変化等により、伝統的な生活文化を育んできた京町家や三山の眺望をはじめとする貴重な景観資源が消失するなど、京都らしい景観が失われつつあります。そのため、50年後、100年後の京都の将来を見据え、京都創生にふさわしい景観の保全と創造を目指し、平成17年7月に学識経験者や市民等により構成される「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、「規制と活力の両立」を図りつつ景観を重視する建築物等の規制・誘導の手法や良好な眺望等を次の世代に引き継ぐための方策等を審議しました。

そして、1年5箇月にわたる審議の結果、平成18年11月に審議会の最終答申を受けて、京都市は、平成19年9月に歴史都市・京都の景観づくりを着実に推進し、国家財産としての京都の創生の実現を目指す「新景観政策」を実施しました。



景観政策 5つの柱と支援策

景観政策の展開



5つの柱と支援策

◆ 建物の高さ

市街地のほぼ全域で、高度地区の指定制度を活用し、地域の特性に合わせたきめ細かな高さの規定を定め、京都の優れた都市景観の保全・形成を図っています。

<建物の高さの基本構成>

三方をなだらかな山々に囲まれ、世界遺産をはじめとする歴史遺産や京町家等による風情ある町並みが多く残る京都の市街地の特性に配慮し、都心部から三方の山すそに行くに従って次第に建物の高さが低くなることを基本構成としたうえで、地域の特性に合わせたきめ細かな規制を行っています。

<高度地区の高さの規制>

高度地区による高さの規制は、10m、12m、15m、20m、25m、31mの6段階の種別としています。

◆ 建物等のデザイン

市街地のほぼ全域に、風致地区や景観地区、建造物修景地区等を指定し、それぞれの地域の特性に合わせたデザイン基準を定め、京都の優れた都市景観の保全・形成を図っています。

<景観地区のデザイン基準>

従来のデザイン基準である1種から5種の《種別基準》を地区ごとの景観特性を活かした《地区別基準》に変更し、地域の景観の特性を反映できるデザイン基準としています。

◆ 眺望景観や借景

良好な眺めや日本の文化としての借景は、京都のみならず日本の財産です。このかけがえのない財産を守るため、「眺望景観創生条例」を制定し、先人により守り引き継がれてきた38箇所の優れた眺望景観・借景の保全、創出を図っています。

＜区域の指定と概要＞

眺望空間保全区域	視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域
近景デザイン保全区域	視点場から視認することができる建築物等が優れた眺望景観を阻害しないように外壁、屋根等の形態、意匠、色彩について基準を定める区域
遠景デザイン保全区域	視点場から視認することができる建築物等が優れた眺望景観を阻害しないように外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域

◆ 屋外広告物

市内の全域で屋外広告物に対する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設け、美しい品格のある都市景観の形成を図っています。

＜屋外広告物の基準＞

屋上看板や点滅式照明、可動式照明を市内の全域で禁止するとともに、地区ごとの特性に応じて、屋外広告物の表示位置、面積、形態デザイン等に関する基準を定めています。

＜優良な屋外広告物への支援＞

美しい品格のある都市景観の形成に寄与する優良な屋外広告物については、特例許可制度、施工費等の助成制度など、総合的な支援制度を設けています。

◆ 歴史的な町並み

京都の伝統的な建築様式と生活文化を伝える京町家は、歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものです。伝統的な建造物の外観の修理・修景などに対する助成を行い、歴史的町並みの保全・再生を図っています。

◆ 支援制度

景観政策の展開と併せて、京町家に対する支援策として、①京町家耐震診断士派遣制度、②京町家耐震改修助成制度を設け、また、既存不適格となるマンションに永く住み続けていただき、適切に維持管理を行っていただくための支援策として、①分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度、②分譲マンション耐震診断助成制度、③マンション建て替え融資制度を設けています。

屋外広告物制度の解説

基本的な考え方

■ 規制の趣旨

京都市では、屋外広告物を都市の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、昭和31年から屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定し、屋外広告物を表示する際に市長の許可を義務付け、位置、規模、形態を規制するとともに意匠について、全国的な企業のコーポレートカラーであっても、京都にふさわしいデザインに変えるよう指導するなど、きめ細かい規制と誘導を行ってきました。

平成19年9月1日に新景観政策が実施され、建築物の高さやデザインの規制の強化と合わせて、屋外広告物の制度についても大幅に見直しを行い、歴史都市・京都の良好な景観の創出を図っています。

■ 基本的な方針

・ 地域ごとの景観特性等を踏まえた規制

世界遺産周辺、良好な低層住宅地や歴史的な建造物が多く存在する地区など、地域の景観特性や市街地環境の特性、土地利用等を考慮して、屋外広告物が町並み景観や建築物と調和するよう規制・誘導しています。

・ 優良な屋外広告物の誘導

優良な屋外広告物の設置を誘導する制度を設けています。具体的には、優良な広告物に対する補助金の交付、特例許可制度というものです。

・ 違反広告物対策の強化

建築物や工作物に定着している違反屋外広告物への対応については、京都市として違反状況を知った時点で、所有者等の表示者に対して、適法なものにしていただくよう行政指導しています。しかしながら、この行政指導に従っていただけない悪質な違反者に対しては、行政処分、公表などのほか、行政代執行や刑事告発も辞さない強い措置を採ることもあります。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、

- ①常時又は一定の期間継続して
- ②屋外で
- ③公衆に表示されるもの

で、具体的には、看板や広告塔、ポスターなどだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含まれます。また、表示内容については文字だけではなく、商標、シンボルマーク、写真など一定のイメージを与えるものや商業広告以外の営利を目的としないものも含まれます。

規制を受ける広告物の種類

■ 屋外広告物

□ 建築物等定着型屋外広告物

建築物や工作物に定着させて表示する屋外広告物

- ＜種類＞ 屋上屋外広告物
突出型屋外広告物（袖看板）
壁面平付け型屋外広告物
ひさし看板 等

□ 独立型屋外広告物

土地に定着させて表示する屋外広告物及び広告スタンドなど移動できる屋外広告物

- ＜種類＞ 一本支柱型屋外広告物
多本支柱型屋外広告物
広告塔
アーチ型屋外広告物
のぼり
広告スタンド 等

■ 特定屋内広告物

建築物の窓ガラスなどの内側から屋外に向けて表示する広告物



規制区域

京都市においては、地域ごとの景観特性や建築物の高さ規制の見直し等に対応した規制となるよう、京都市内全域を21種類の規制区域に指定しています（この他、伝統的建造物群保存地区等においては、これらの地区の特性に鑑み、屋外広告物等特別規制地区に指定しています。詳しくは、それぞれの地区の景観整備計画を御覧ください。）。

市街地を取り巻く山並みとの関係と建築物の規制を踏まえ、原則として、京都の商業・業務の中心地区である都心部においては、町並み景観との調和に配慮した一定の高さ、面積、形態、意匠の屋外広告物を認め、都心部から三方の山すそに行くにしたがって、次第に高さ、面積、形態、意匠の規制を厳しくし、自然景観や町並み景観及び建築物との調和が取れた屋外広告物が設置されるようにしています。

京都市景観情報共有システム <https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/> において規制区域を検索できます。

京都市景観情報共有システム 検索

オフィス街



歴史的な町並み



繁華街



屋外広告物の許可制度

京都市においては、市内全域を屋外広告物禁止地域、屋外広告物規制区域又は屋外広告物等特別規制地区に指定しており、屋外広告物規制区域内及び屋外広告物等特別規制地区内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可を義務付けています（ただし、自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以内である等、許可が不要な場合があります。）。

＜許可が必要かどうかの判定表＞

屋外広告物の種別等			許可の 要・不要
自家用屋外広告物 (※1)	ポスター、のれん等の 簡易な屋外広告物 (※3)	左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
	その他の屋外広告物	左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
管理用屋外広告物 (※2)	面積が0.3㎡を超えるもの		要
	面積が0.3㎡以下 のもの	管理用屋外広告物の合計面積(※4) が2㎡を超える	要
		管理用屋外広告物の合計面積(※4) が2㎡以下	不要 (※5)
その他(他社広告や野立て看板など)			要

※1：「自家用屋外広告物」とは、次に掲げる屋外広告物をいいます。

- ・ 自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの
- ・ 自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの
- ・ 建築物の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

※2：「管理用屋外広告物」とは、建築物その他の工作物又は土地の管理を行うために、当該建築物等に表示し、又は当該土地の区域内において表示する屋外広告物（「管理物件」、「立入禁止」等の看板が該当します。）をいいます。

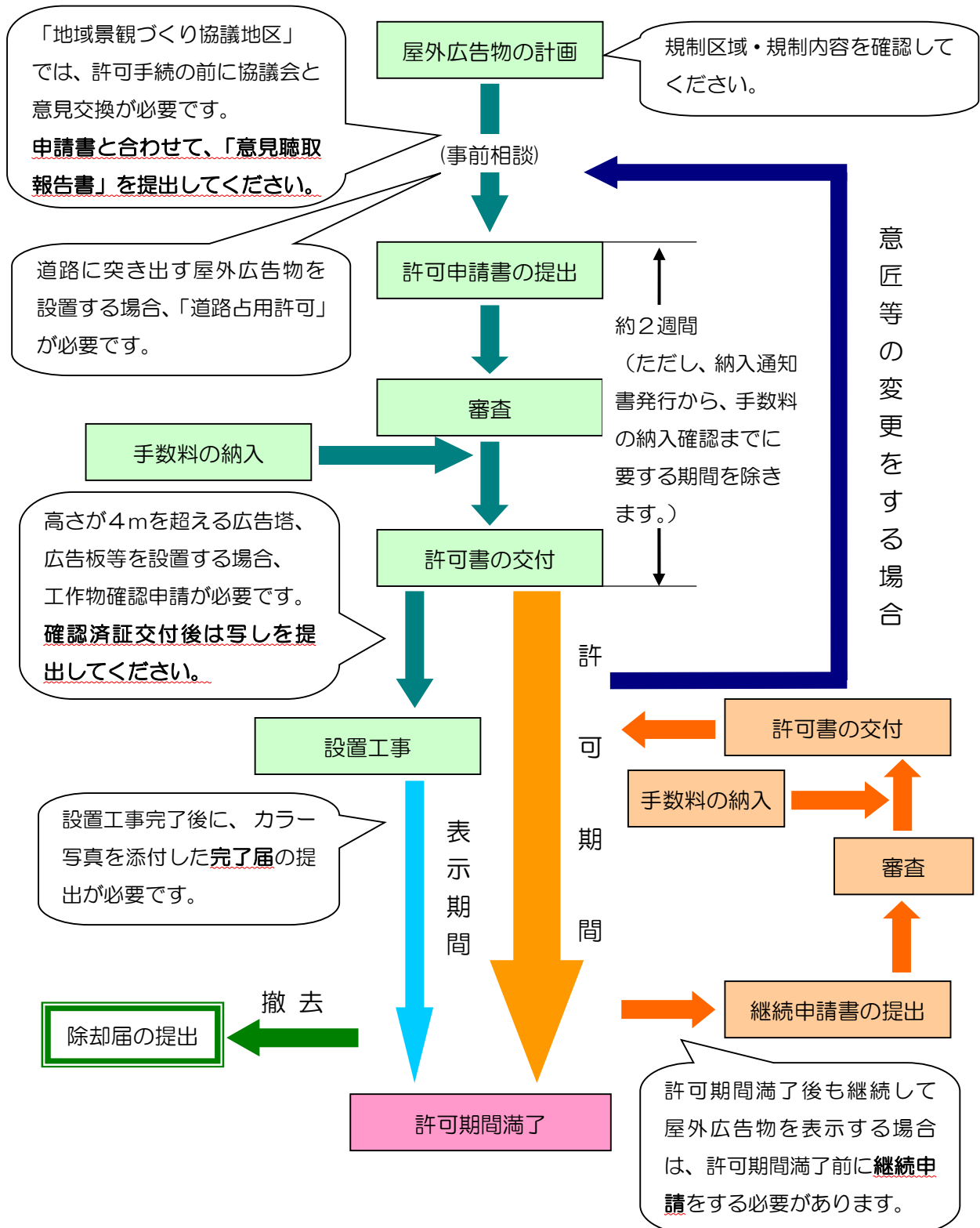
※3：「ポスター、のれん等の簡易な屋外広告物」とは、ポスター、貼り紙、貼り札、のぼり、のれん、小旗、幕、軒先テント、立て看板、ちょうちんその他これらに類する屋外広告物をいいます。

※4：区画内の合計面積をいい、既存のものを含みます。また、区画内に複数の店舗がある場合は、すべての店舗が表示するものの合計面積となります。

※5：許可不要のものであっても、基準（高さ、色彩など）に適合させる必要があります。

なお、法令により表示が義務付けられている屋外広告物等、上記にかかわらず許可不要となる場合があります。

■ 許可申請の流れ



* 新規、変更、継続いずれの場合にも審査には手数料が掛かります。
(手数料納入の確認から許可書の交付まで目安として約1週間)

許可を受けずに設置した場合、条例及び「京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱」に基づき、行政処分が課される場合があります。

申請の流れ（補足）

- 1 屋外広告物の許可申請に係る手数料は、審査後に郵送する納入通知書によりお近くの金融機関で納入してください。金融機関で納入されてから本市会計で納入が確認できるまで1週間程度掛かります。許可通知書の発行をお急ぎの場合は、御相談ください。
- 2 許可書の交付は、窓口でのお渡ししか、郵送になります。郵送を希望される場合は返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を御用意ください(詳細については次ページを御参照ください。)

■ 許可の期間及び審査手数料

区分		許可 期間	手数料		
			単位	照明	金額（円）
建築物等 定着型屋 外広告物 等	ひさし看板等	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	4, 200
				有	6, 300
	その他の屋外広告物又は 掲出物件	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	2, 600
				有	3, 900
独立型屋 外広告物 等	土地に定着して、表示 し、又は設置するもの	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	2, 600
				有	3, 900
	その他のもの （広告スタンド）	3 年	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	800
				有	1, 200
アドバルーンにより表示するもの		7 日	1 個につき 面積 5 ㎡までごと	無	800
				有	1, 200
ポスター、貼り紙、貼り札 その他これらに類するもの		3 月	1 0 0 枚までごと	—	300
のぼりその他これに類するもの		3 月	5 本までごと	—	300
のれん、立て看板及びちょうちん その他これに類するもの		3 月	1 個	—	300
小旗		3 月	5 0 個までごと	—	300
幕		3 月	面積 1 0 ㎡までごと	—	300

備考 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件の場合、手数料は以下のとおりです。

- (1) 可変表示式屋外広告物は、照明無しの額に3を乗じて得た額となります。
- (2) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面が定期(6月以内)に変更されることが申請の際に予定されているもの(定期意匠変更)は、照明なしの額に3を乗じて得た額となります。

■ 申請に必要な書類

<共通書類>

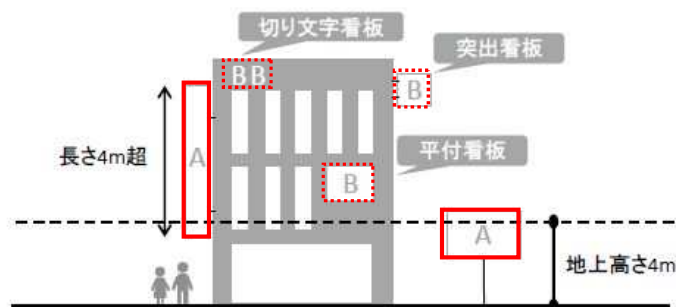
申請区分		書類	詳細	部数	備考
新規 変更	継続				
○	—	許可申請書 ・個票		1	様式変更: 令和4年6月 ・ ホームページからダウンロード可能です。
—	○	許可申請書 ・個票		1	・ 許可期間満了の数箇月前に広告景観づくり推進課から郵送します。
○	○	付近見取図	設置場所(地域)が分かるもの	2	・ 住宅地図等の縮尺が大きい地図
○	×	配置図 (平面図)	設置箇所が分かる平面図 (各広告物に、個票に付した 物件番号を付けること。)	2	・ 道路境界及び敷地境界を記入してください。 ・ 各広告物が敷地のどの位置に設置されるか分かるように明記してください。
○	×	立面図	設置箇所が分かる立面図 (各広告物に、個票に付した 物件番号を付けること。)	2	・ 建築物の高さ、軒の高さ、建築物の間口、 個々の広告物の設置高さ及び寸法を記入 してください。
○	×	意匠図 ・ 設計図	意匠図のほか、 照明機器に関する図書	2	・ 実際に使用する色のマンセル値を記入して ください。 ・ 照明の色、照明器具の種類、位置、設置の 方法も明記してください。
×	○	屋外広告物等 点検報告書	点検日から3箇月以内のもの の	1	・ 屋外広告物等点検報告書は、個票ごとに1枚 必要です。様式変更: 令和3年4月 ・ ホームページからダウンロード可能です。 ・ 屋外広告物の点検報告書は、定期報告の写し をもって代用可能です。(ただし、別途追加点検が 必要な場合もあります。)
×	○	現況写真	個々の広告物が分かるもの (3箇月以内に撮影。)	2	・ デジタルカメラ可 ・ 白黒不可
○	○	返信用封筒	切手が貼付され、宛名を記入 したもの	1	・ 許可書を折り曲げずに送付できる封筒規格は、 角型2号(定形外)です。 ・ 窓口での交付を希望される方は、不要です。

<その他(該当する屋外広告物がある場合)>

○	○	管理者・点検者の 資格*1を証明する書類	証明書の写し	1	・ 次ページを御確認ください。
○	○	道路占用許可書 の写し		1	・ 広告物が道路上空に突出している場合に必要 です。
○	×	地域景観づくり協議会の 意見聴取報告書*2		1	・ 「地域景観づくり協議地区」では、許可手続の 前に「地域景観づくり協議会」との意見交換の実 施及び報告書の提出が必要です。

* 1 管理者・点検者の資格について

A・Bのいずれかに該当する場合は、専門知識を有する者による管理・点検が必要です。



◇管理者

- ・ 建築基準法による工作物確認を要する屋外広告物（高さ4mを超えるもの、掲出物件を含む。）を表示・設置する場合（上図 **A**）

◇点検者

- ・ 建築基準法による工作物確認を要する屋外広告物（上図 **A**）
- ・ 地上から屋外広告物（又は掲出物件）の上端までの高さが4mを超える屋外広告物であり、更新許可期間中に設置後9年経過するもの（上図 **B**）

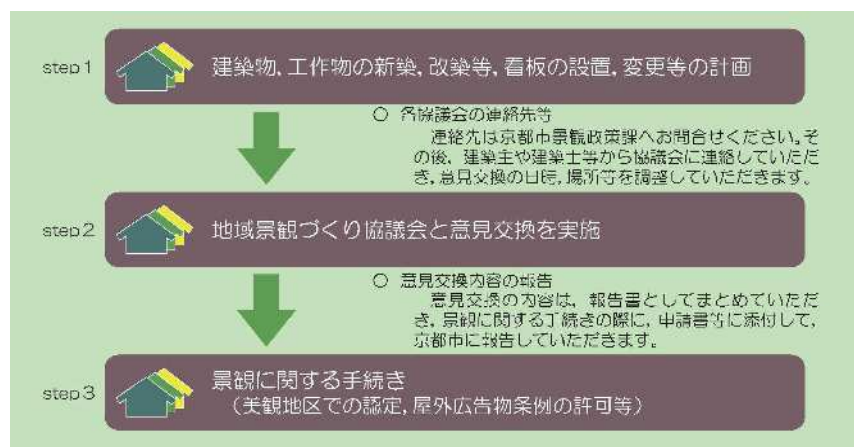
※許可開始日が令和6年4月1日分から適用

<有効な資格>

1	屋外広告士	2	屋外広告物点検技能講習修了者
3	建築士（1級、2級、木造）	4	電気工事士（第1種、第2種）
5	電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）	6	職業訓練指導員（広告美術科）
7	技能検定合格者（広告美術仕上げ（3級除く））	8	特定建築物調査員

* 2 地域景観づくり協議会の意見交換について

地域景観づくり協議地区では、許可手続の前に地域景観づくり協議会との意見交換が必要です。意見交換後、申請書等の提出時に、意見交換の報告書（意見聴取報告書）を添付してください。



※地域景観づくり協議会の位置は、ホームページ「景観情報共有システム」又は窓口で確認できます。各協議会への連絡先は、景観政策課（075-222-3397）へお問い合わせください。

地域景観づくり協議会 検索



屋外広告物の維持管理について

表示者等（屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置している者）及び管理者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければなりません。

なお、意匠等の変更をする際にはあらかじめ許可を受けなければなりません。維持管理上必要となる以下の変更を行う際には、変更の許可申請をしていただく必要はありません。

- ・ 再塗装、フィルムの張り替え（内容を変更しないものに限り）、取付金具の更新その他これらに類する修理又は修繕
- ・ 安全の確保のために行う屋外広告物又は掲出物件の補強工事

デザインガイド

禁止する広告物

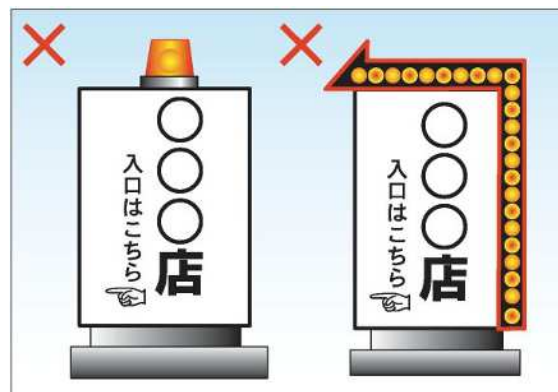
■ 屋上屋外広告物の設置禁止

良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出するため、屋上に設置する屋外広告物を、市内の全域で禁止しています。



■ 点滅式照明・可動式照明の禁止

点滅式照明や可動式照明（回転灯等、照射する光が動くもの）については、刺激的で強い光を放つなど都市の景観に支障をきたすため、屋外広告物への使用を市内の全域で禁止しています。



高さの規制

高さの一般原則

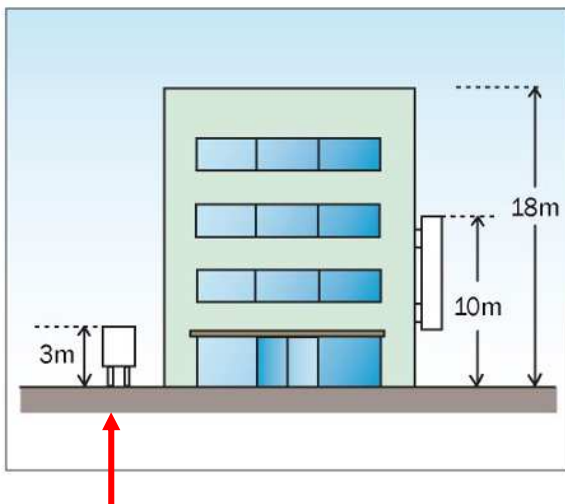
地域特性や建築物の高さに応じて、表示できる高さの基準を定めています。

- 1 袖看板や壁面平付け看板などの、建築物に定着する屋外広告物を表示できる高さ（規制高さ）は、次のA、Bのうちどちらか低い方になります。

- A それぞれの地域に応じて定めた高さの基準
B 建築物等の高さの $\frac{2}{3}$ の高さ（ $\frac{2}{3}$ の高さが 10m 以下の場合は 10m）

ただし、「京都市眺望景観創生条例」に規定する眺望空間保全区域においては、屋外広告物の高さの上限は上記 A、B に加え、当該条例で規定する建築物等の最高部の標高以下とする必要があります。

（具体例）



（例）第4種地域にある、高さ 18m の建物の場合

- A 第4種地域における高さ基準 = 10m
B 建物高さの $\frac{2}{3}$ ($18\text{m} \times \frac{2}{3}$) = 12m

$$A(10\text{m}) < B(12\text{m})$$

よって、規制高さは **10m**

- 2 広告塔や多本支柱型の看板等の独立型屋外広告物についても、それぞれの地域に応じて表示可能な高さの基準を定めています。（広告物の形態によって高さの基準は異なります。）

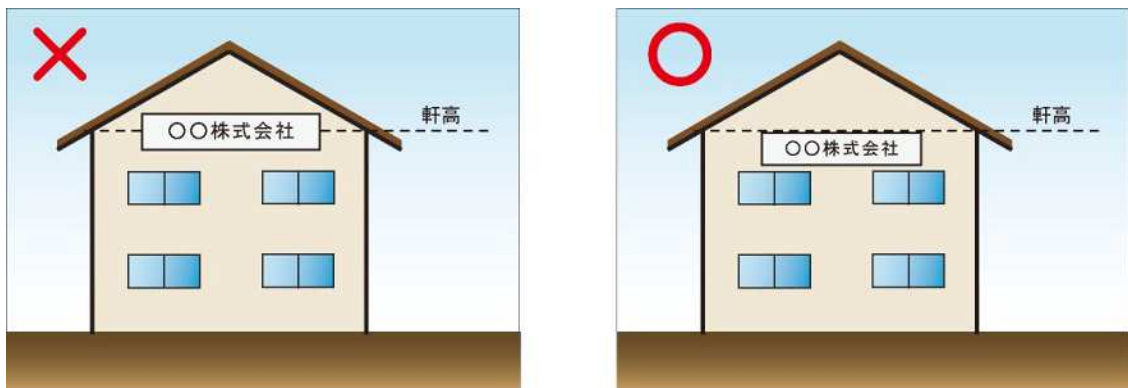
（高さ規制の例）

規制区域 （一部抜粋）	袖看板や 壁面平付け看板等	広告塔や 多本支柱型の看板
	規 制 高 さ	
第1種地域	4m	3m
第4種地域	10m	3m
第7種地域	20m	6m

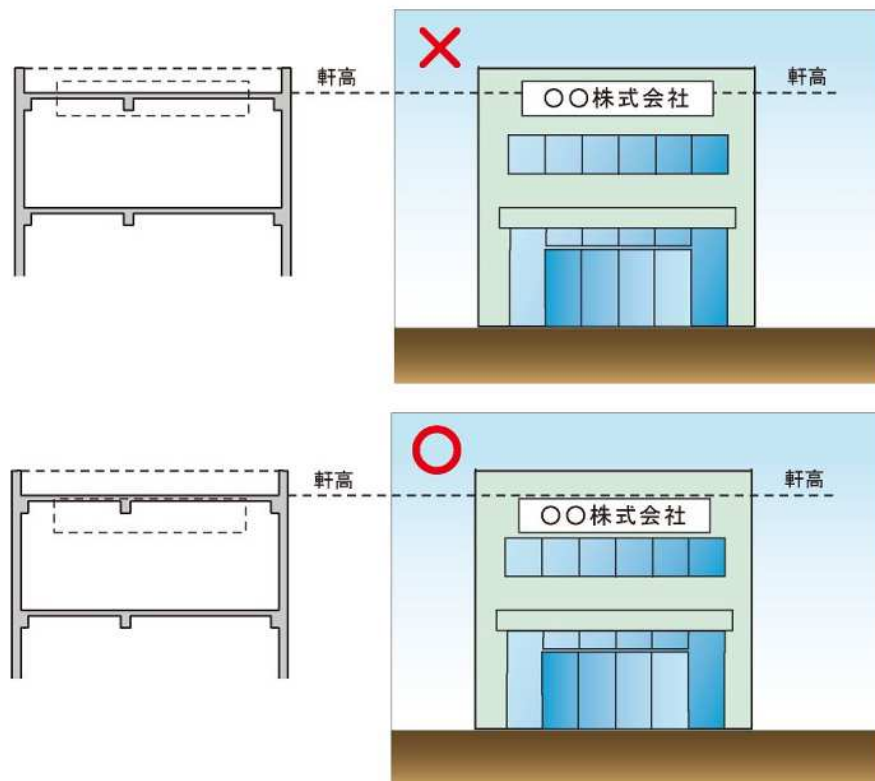
なお、建築物の壁面に定着する屋外広告物の場合、上記の規制高さ以下であっても、建物の軒の高さを超えて表示することはできません。

軒の高さは構造によって異なりますので御注意ください。

(1) 切妻屋根の例（小屋組で屋根を支えている場合）



(2) 陸屋根の例（鉄筋コンクリート造の場合）



一般的に、パラペットは軒の高さを超えることとなりますので、屋外広告物の設置はできません。

■ 高さ規制の緩和措置

1 切り文字広告

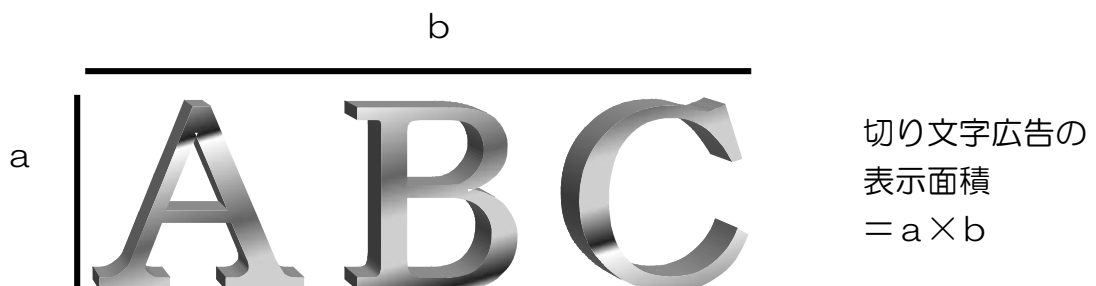
一定の要件を満たした屋外広告物（切り文字広告）については、規制高さを超えて表示することができます。主な基準は以下のとおりです。

自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示するものであること。
建築物の高さ以下に表示し、又は設置するものであること。（ <u>建築基準法上、高さに含まれない屋上部分の塔屋には表示することができません。</u> ）
軒の高さを超える位置に設置する場合は、当該軒の高さに対する当該屋外広告物の高さが、それぞれの地域に応じて定める割合以下であること。
形状が文字の部分の形状とおおむね同一であること。（切り文字広告であること。）
建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
・照明の色が1色(白色又は淡色)であること。 ・当該屋外広告物が遮光性のものであり、かつ、照明装置が当該屋外広告物の裏面又は背後の壁面に取り付けられていること。 ・照明装置が道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下、「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。
表示面の幅が、その定着する部分の壁面等の幅の2分の1以下であること。
屋外広告物の色彩が、定着する建築物等の色彩と不調和でなく、かつ、落ち着いた色彩であること。（マンセル値 ^(※) が次に掲げる基準に適合すること。）
・Y、YR : 彩度10以下 ・その他 : 彩度 8以下
屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

※ マンセル値については、2-16をご参照ください。

切り文字広告とは広告面板が無く、文字のみで構成された広告物を指します。（チャンネル文字、箱文字とも呼ばれます。）

切り文字広告が壁面に並んでいる場合、表示面積は下図のように外接の長方形の面積として算出します。

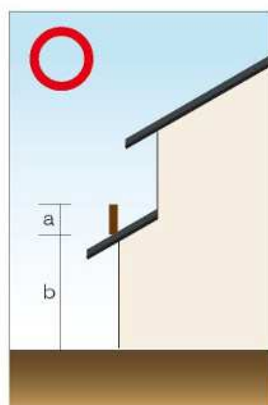
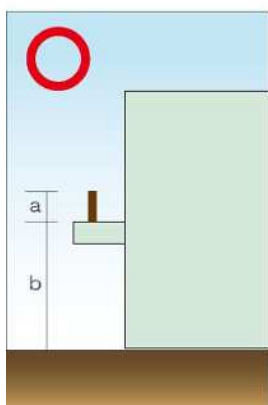


2 ひさし看板

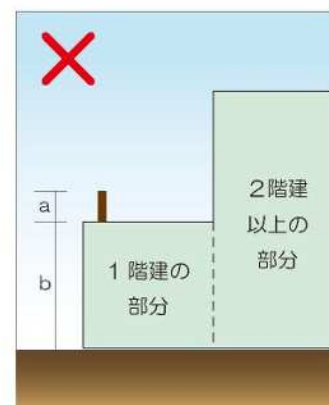
一定の要件を満たした屋外広告物（ひさし看板）については、屋根、軒又はひさしの上に設置することができます。主な基準は以下のとおりです。

地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに設置するものであること。（※）
定着する屋根等の面の高さに対するひさし看板等の高さの割合（下図のa/b）が、それぞれの地域に応じて定める割合以下であること。
表示面の最下部が、定着する屋根等より下にならないこと。
2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。
形状が横長であること。
可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
・照明の色が1色(白色又は淡色)であること。 ・照明装置が道路、公園、広場その他の公共用空地から容易に見えないこと。
脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと。
屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
意匠がけばけしいものでないこと。
屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

※ 階数が2以上の建築物の部分が大幅にセットバックしている場合等（下図右）には適用されません。



軒ひさしが壁面より前面
に出ている場合
ひさし看板



階数が2以上の建築物の部分が
セットバックしている場合
屋上看板

面積の規制

表示率の規制

表示率とは、壁面面積（2-2で算出した規制高さを超える部分を除く。）に対する屋外広告物面積の割合を指し、次のように算定をします。

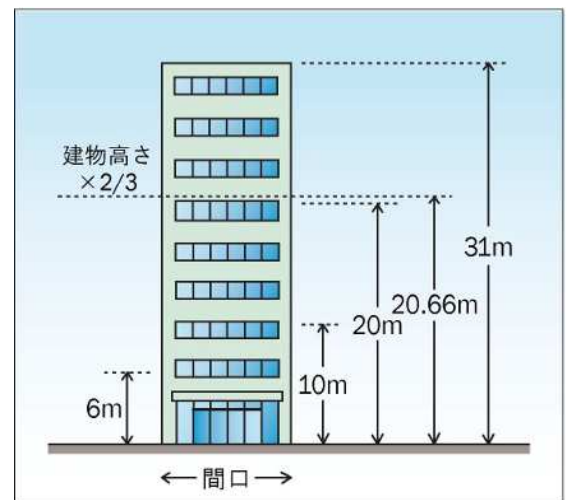
- 1 建築物の高さが10mを超える場合、表示率を建築物高さの10m以下と10m超に分けて算定します。なお、高さ10mを超える部分は表示率の制限を強化します（5%縮減）。

* 10mのラインをまたぐ屋外広告物がある場合、表示率の算出をする際には、10mより上にある範囲の面積と10mより下の範囲にある面積に分けて考えます。



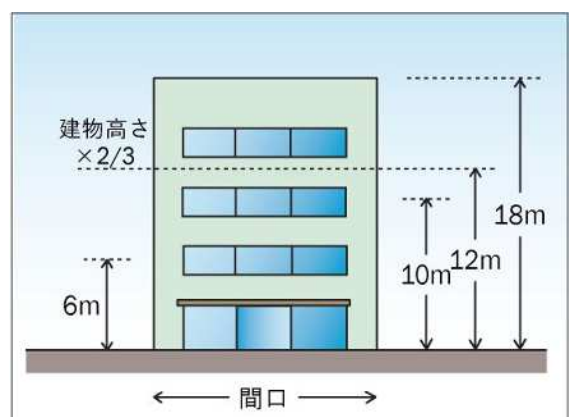
（例1）建物高さが31mの建物（右図）の場合

規制区域 （一部抜粋）	規制 高さ	表示できる屋外広告物の面積	
		10m以下	10m超
第2種 地域	6m	間口×6m の面積に対して 15%以下	—
第4種 地域	10m	間口×10m の面積に対して 20%以下	—
第7種 地域	20m	間口×10m の面積に対して 25%以下	間口×10m の面積に対して 20%以下



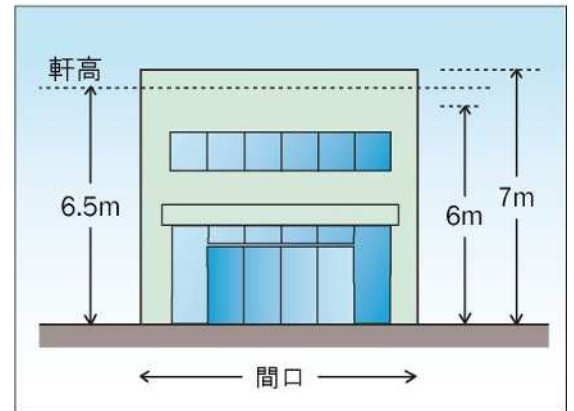
（例2）建物高さが18mの建物（右図）の場合

規制区域 （一部抜粋）	規制 高さ	表示できる屋外広告物の面積	
		10m以下	10m超
第2種 地域	6m	間口×6m の面積に対して 15%以下	—
第4種 地域	10m	間口×10m の面積に対して 20%以下	—
第7種 地域	12m	間口×10m の面積に対して 25%以下	間口×2m の面積に対して 20%以下



(例3) 建物高さが7mの建物(右図)の場合

規制区域 (一部抜粋)	規制 高さ	表示できる屋外広告物の面積
第2種 地域	6m	間口×6m の面積に対して 15%以下
第4種 地域	7m (※)	間口×7m の面積に対して 20%以下
第7種 地域	7m (※)	間口×7m の面積に対して 25%以下

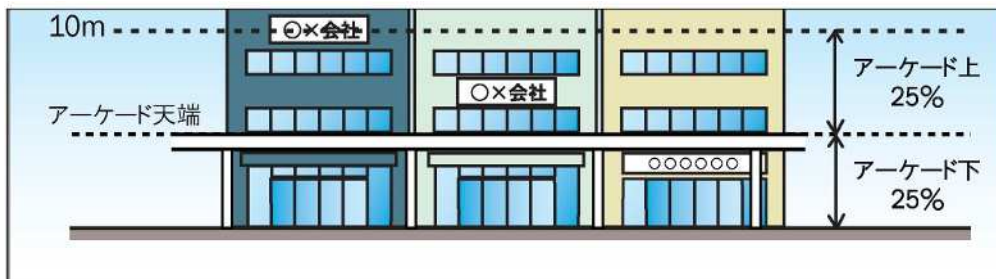


※ ただし、軒高を超えて屋外広告物を表示することはできません。(2-3参照)

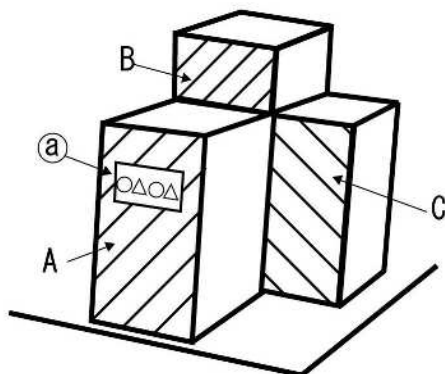
2 アーケードがある場合、表示率をその上下に分けて算定します。

(例) 表示率25%の地域、規制高さ10m以上の建築物での具体例

表示できる屋外広告物の面積	
アーケード下	アーケード上
間口×アーケード天端の高さ の面積に対して 25%以下	間口×(10m-アーケード天端の高さ) の面積に対して 25%以下



3 同一建築物の同方向の壁面であっても、(建築物がL字形である等により) 一体に見えない場合は、それぞれの壁面ごとに表示率を算定します。



表示率の制限が25%の地域の場合

①の面積/壁面Aの面積 ≤ 25/100
(表示率の上限)

(壁面B、Cは、屋外広告物が定着する壁面Aと一体に見えないため対象外)

■ 総面積の規制

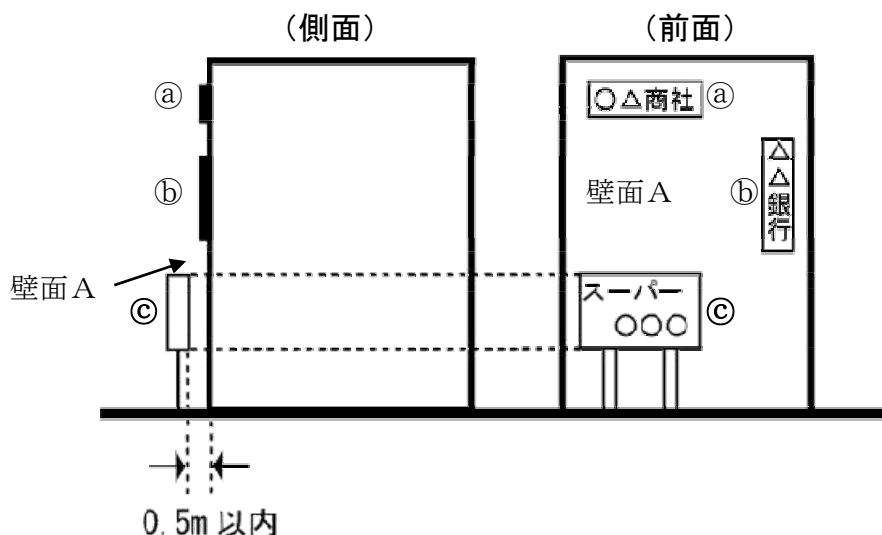
地域の景観特性に応じて 1 壁面の総面積の上限及び敷地内の総面積の上限を定めています。

(総面積規制の例)

規制区域 (一部抜粋)	建築物等定着型屋外広告物	独立型屋外広告物
	1 壁面の総面積の上限	敷地内の総面積の上限
第1種地域	5㎡	3㎡
第4種地域	20㎡	10㎡
第7種地域	—	15㎡

■ 建築物等から0.5m以内に設置される独立型屋外広告物

建築物等から0.5m以内に設置される独立型屋外広告物については、独立型屋外広告物の総面積の制限に加えて、建築物等定着型屋外広告物の総面積と表示率の規制の対象とします。



(例) 表示率の上限が20% (20/100)、総面積の制限が20㎡の地域の場合

$$\text{表示率について} : \frac{\text{①～③の面積の合計}}{\text{壁面Aの面積}} \leq 20/100$$

$$\text{総面積について} : \text{①～③の面積の合計} \leq 20 \text{ ㎡}$$

■ 壁面（敷地）が複数の規制区域にまたがる場合

表示率及び総面積の規制は、それぞれの規制区域に存する壁面（敷地）の部分ごとに基準を満たす必要があります。

ただし、総面積の規制については、それぞれの規制区域の基準に加え、壁面（敷地）全体が、最も規制の緩い地域の基準を満たす必要があります。

（例）第2種地域（第2種）と沿道型第2種地域（沿2種）にまたがる壁面に存する定着型屋外広告物の場合（AとBの両方を満たす必要があります。）

(A) 表示率の算定

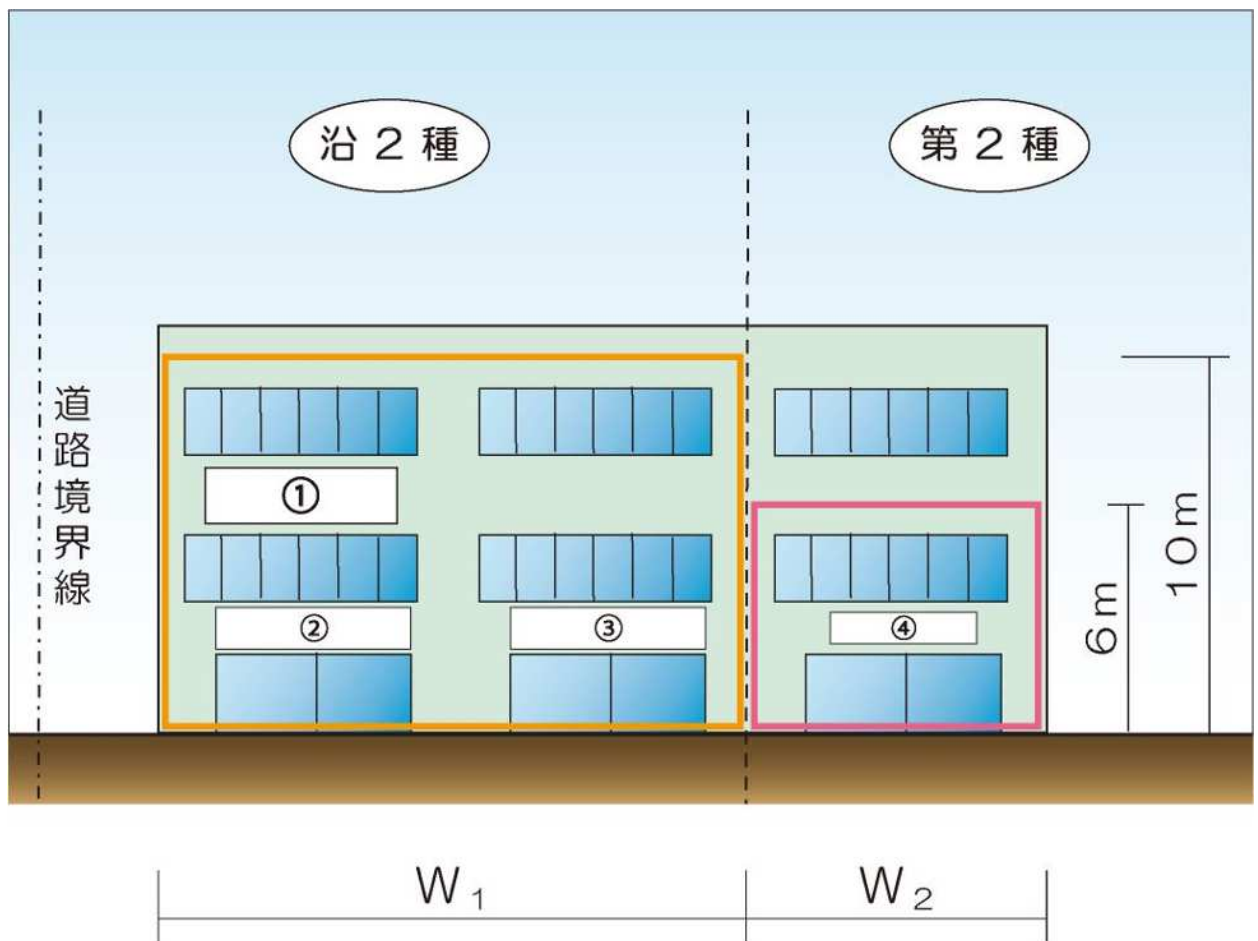
$$\text{第2種の範囲} : \frac{\text{④の面積}}{W_2 \times 6\text{m}} \leq 15/100$$

$$\text{沿2種の範囲} : \frac{\text{①～③の面積の合計}}{W_1 \times 10\text{m}} \leq 20/100$$

(B) 総面積の算定

$$\text{第2種の総面積} : \text{④の面積} \leq 5 \text{ m}^2$$

$$\text{沿2種の総面積} : \text{①～④の面積の合計} \leq 20 \text{ m}^2$$



■ 1 個当たりの面積の規制

広告物 1 個当たりの面積の上限を定めています。それぞれの規制区域や広告物の種別によって面積の上限は異なります。

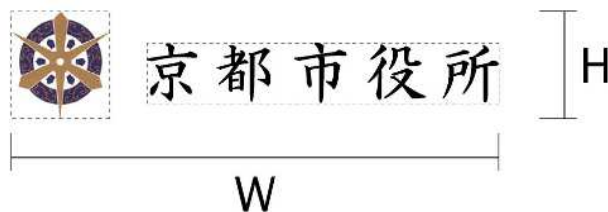
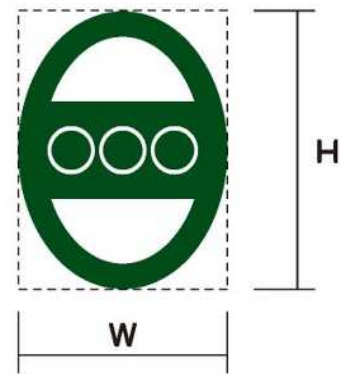
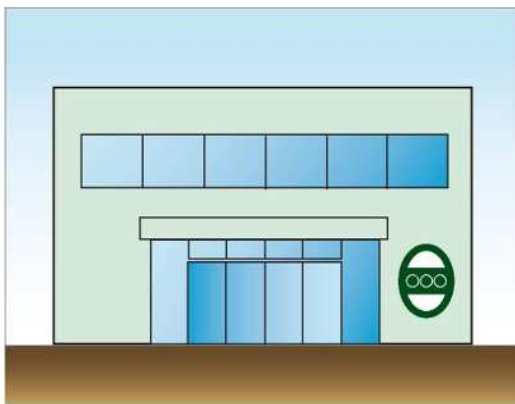
(1 個当たり面積規制の例)

規制区域 (一部抜粋)	建築物等定着型屋外広告物	独立型屋外広告物 (多本支柱型の場合)
	1 個当たりの面積制限	1 面当たりの面積制限
第 1 種地域	3㎡	1.5㎡
第 4 種地域	15㎡	5㎡
第 7 種地域	50㎡	8㎡

■ 面積の算定方法

- 1 長方形以外の形状の屋外広告物について
原則として外接する長方形の面積として算定します。

$$\text{表示面積} = H \times W$$



2 袖看板の小口面について

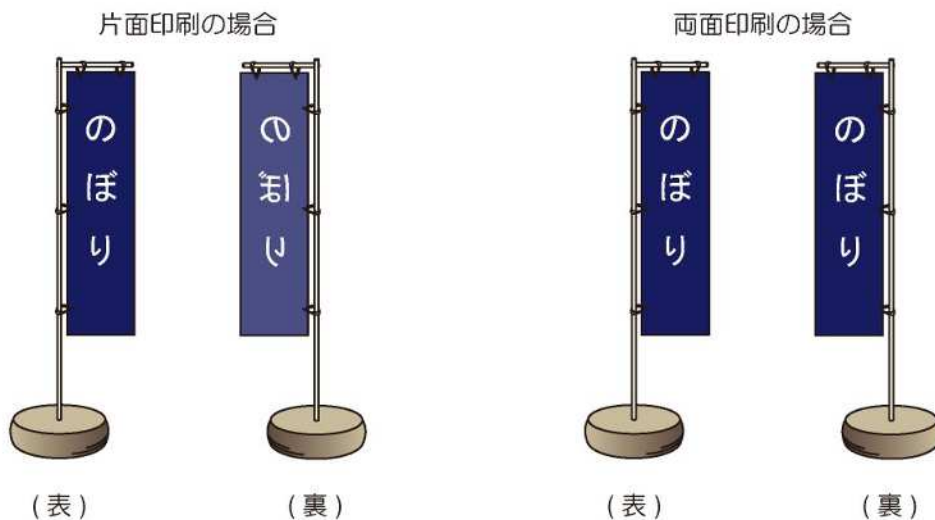
小口面に広告物の表示がある場合は、小口面の面積も、広告物の面積に算入されます。

なお、右図のように、袖看板の小口面に禁止色のラインを表示する場合も表示面に含まれます。(この際、小口面についても表示面の色彩の基準を満たす必要があります。色彩について、詳しくは2-16以降を御参照ください。)



3 のぼりの面積について

のぼりについては、片面に印刷されている場合も裏から表面の表示内容が分かるため、片面印刷、両面印刷にかかわらず両面に表示がなされているものとして面積を算定します(片面の面積の倍)。ただし、ナイロン地等まったく透けない素材を用いる場合はこの限りではありません。



形態等の規制

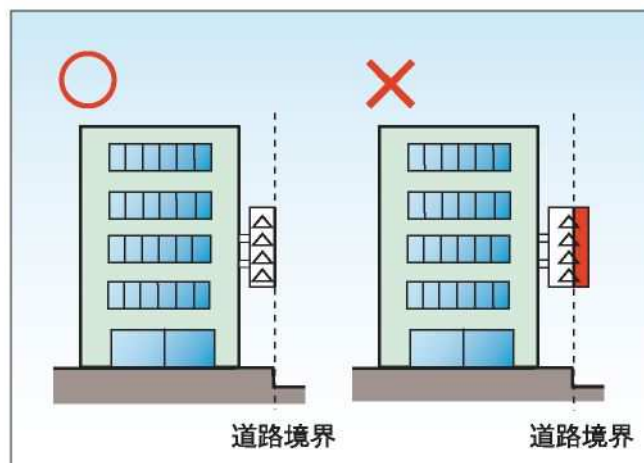
道路突出の禁止

田の字地区の幹線沿道（※１）や眺望景観に配慮する必要のある沿道（※２）における建築物の壁面に設置された袖看板や支柱型屋外広告物等については、通り景観の阻害要因となるため道路（四条通にあっては建築線を越える部分）上空への突出を禁止します。（※３）

各沿道の規制を受ける範囲の詳細については、窓口の縦覧図やインターネットの都市計画地図で確認してください。

（※１）御池通（堀川通～河原町通）、四条通（大宮通～河原町通）、五条通（堀川通～河原町通）、堀川通（御池通～六条通）、烏丸通（竹屋町通～六条通）、河原町通（御池通～六条通）

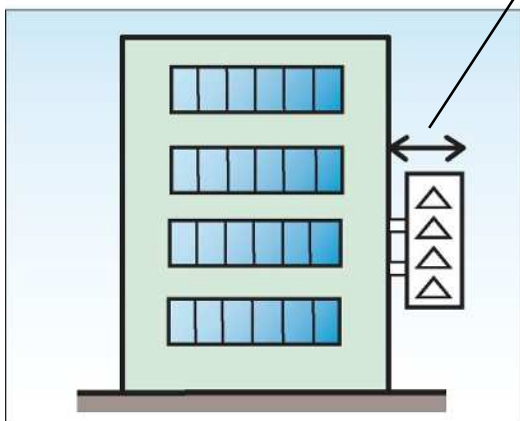
（※２）北山通（北山大橋～白川通）、白川通（北山通～御蔭通）、北大路通（西大路通～大徳寺通）、西大路通（北大路通～丸太町通）



（※３）アーケードに定着するものや高さ４ｍ以下の看板等は道路突出が認められます。

袖看板等の出幅の規制

袖看板等の出幅については、１ｍ又は１．５ｍ以内に制限しています。

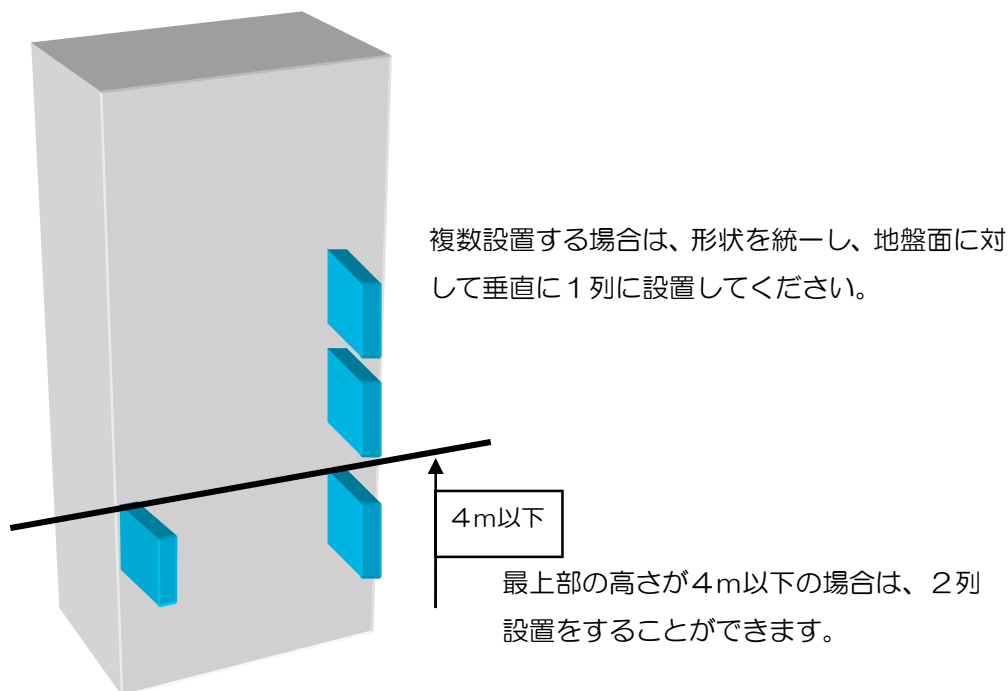


出幅とは、壁面から袖看板の端までの距離を指します。

■ 袖看板等の2列設置の禁止

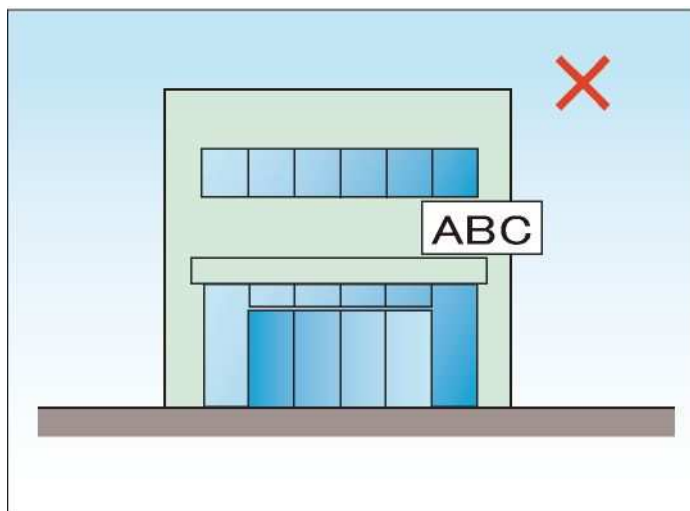
袖看板等を1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置する必要があります。

ただし、最上部の高さが4m以下の場合、2列設置をすることができます。



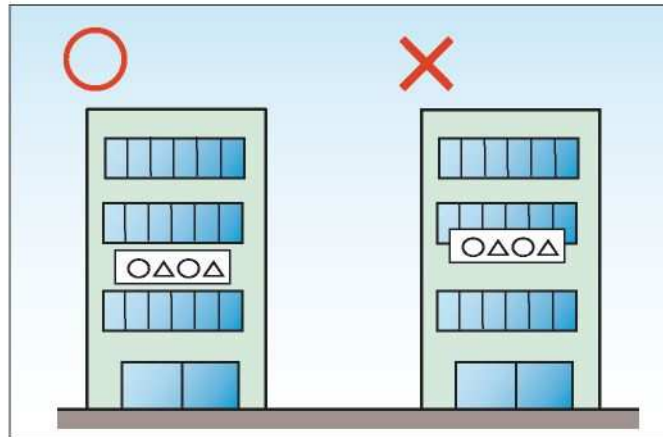
■ 壁面はみ出しの禁止

壁面等からはみ出して屋外広告物を表示することはできません。



■ 開口部に関する規制

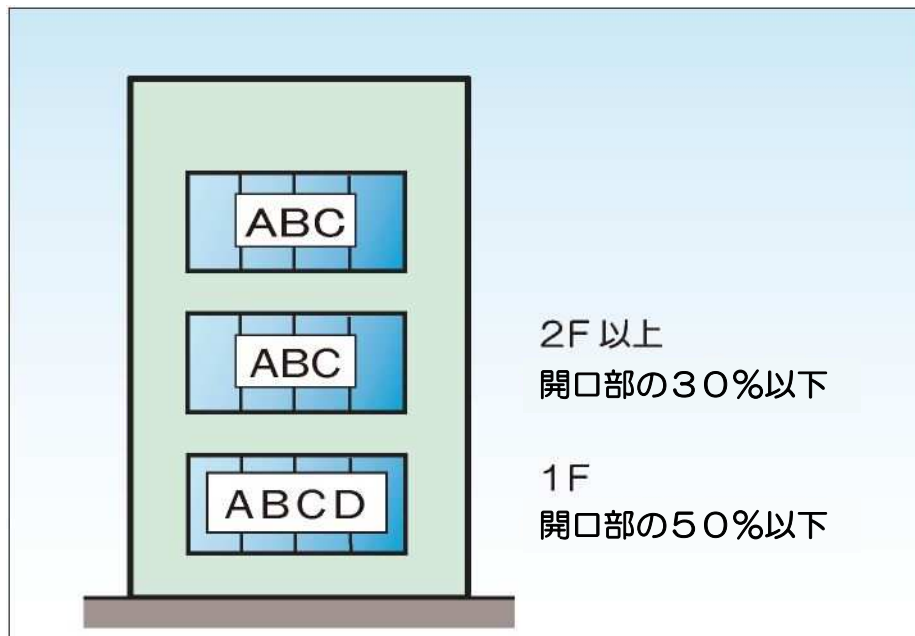
- 1 開口部と壁面にまたがる屋外広告物は建築物のデザインを阻害するため、禁止しています。



2 開口部に表示できる面積の規制

屋外広告物等をガラス窓等の開口部に表示する場合、一定の面積規制があります。この面積規制についてはガラスの内外を問わず同じです。

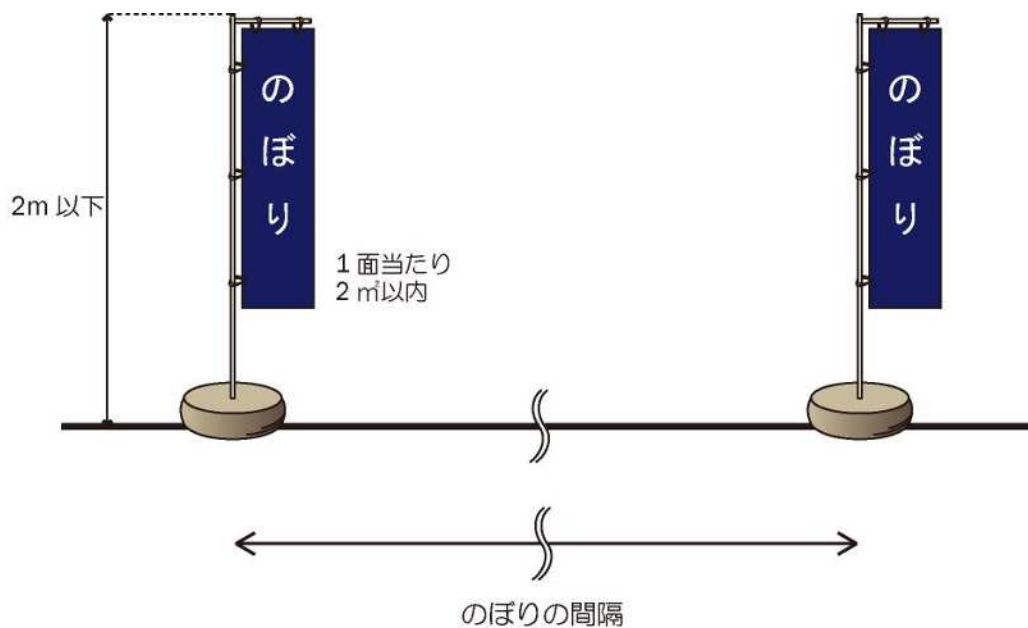
建築物の1階部分に表示するか、2階以上に表示するかによって表示可能な面積の基準が異なります。建築物の1階以下については開口部の50%以下、2階以上については開口部の30%以下まで表示することができます。



■ のぼりの設置について

のぼりについては、高さや面積の他、設置の間隔及び区画内の総面積が決まっています。

規制区域 (一部抜粋)	区画内における他の のぼりとの距離	区画内におけるのぼりの総面積
第1種地域	10m	2㎡
第4種地域	10m	4㎡
第7種地域	5m	8㎡



■ 屋外広告物の色彩に関する規制の概要

定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和な屋外広告物を表示することはできません。

屋外広告物規制区域の種別に応じて、特定の色を表示面に使用できる面積割合等の基準を定めています。

■ マンセル値について

マンセル値とは、色を数値で表現する方法の一つであるマンセル・カラー・システムによって表記された色を表す値をいいます。

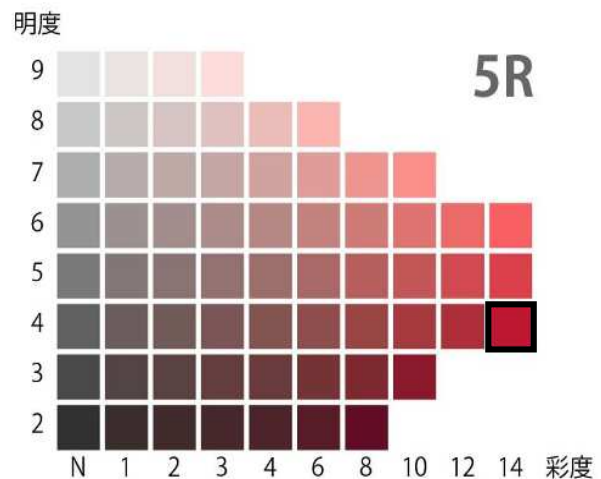
マンセル・カラー・システムでは、色を色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）で表記し、色相、明度、彩度の順に並べることとしています。（例えば、色相が5 R、明度が4、彩度が14の色は、「5 R 4 / 14」と表記されます。）

本市では、屋外広告物の色彩基準に、マンセル値を用いています。

- ・ 色相：1～10の数字と記号（赤はR、黄赤はYR、黄はYなど）で表示
- ・ 明度：0（完全暗黒）から10（完全純白）の数字で表示
- ・ 彩度：0（無彩色）から始まる数字で表示



マンセル色相環



彩度と明度の関係（色相5 Rの場合）^{5 R 4 / 1 4}

※注 当ガイドラインに表示する図の色はあくまで参考であり、正確なマンセル値を表すものではありません。

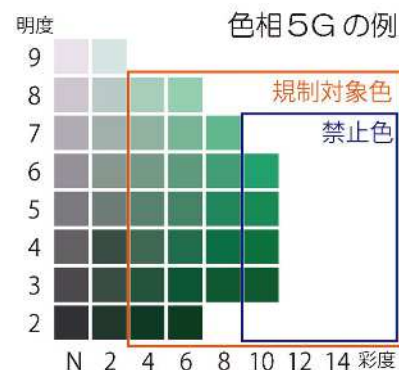
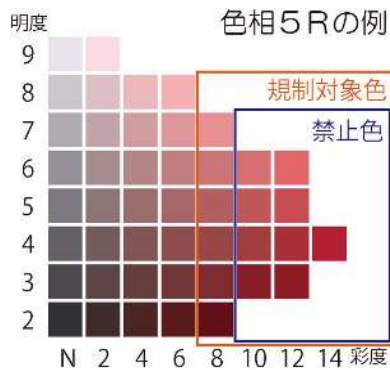
■ 規制区域ごとの色彩の基準

1 第1種地域、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域

(1) 規制対象色及び禁止色

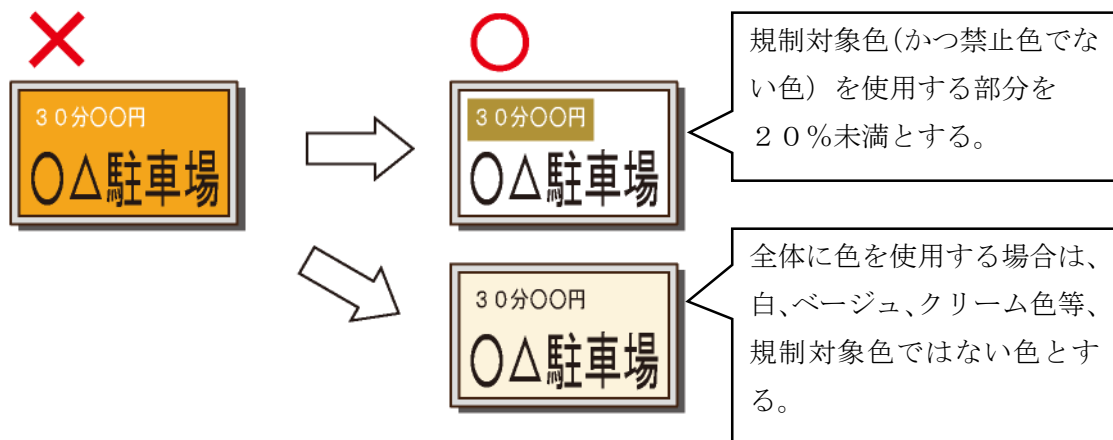
マンセル値の彩度が、それぞれ下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	色相がY Rである色	色相がYである色	その他の色
規制対象色	6	6	4	2
禁止色	8	10	10	8



(2) 下地等（※）の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が20%未満であることとします。また、禁止色を使用することは出来ません。



（※）「下地等」とは、表示面のうち、文字又は記号（以下「文字等」という。）を除く部分をいいます。（地色や、図形、文字等の背景色、写真やイラストの部分等が該当します。）

(3) 文字等の色彩の基準

文字等の色彩は、下地等の部分と調和するようにしてください。

特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等、けばけばしい色彩である場合は、当該部分と、(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計（以下「規制対象面積」という。）を、表示面の30%未満かつ1立面あたり（独立型屋外広告物の場合は1区画あたり）1㎡以下であることとします。

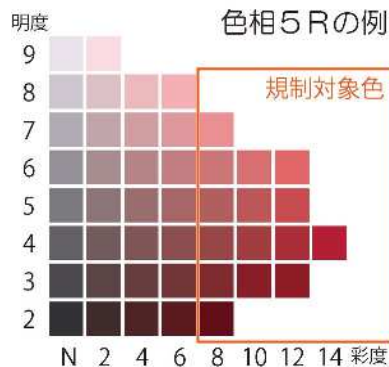
なお、禁止色はできるだけ使用を避けてください。

2 第2種地域、第3種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区及び沿道型第3種地域特定地区

(1) 規制対象色

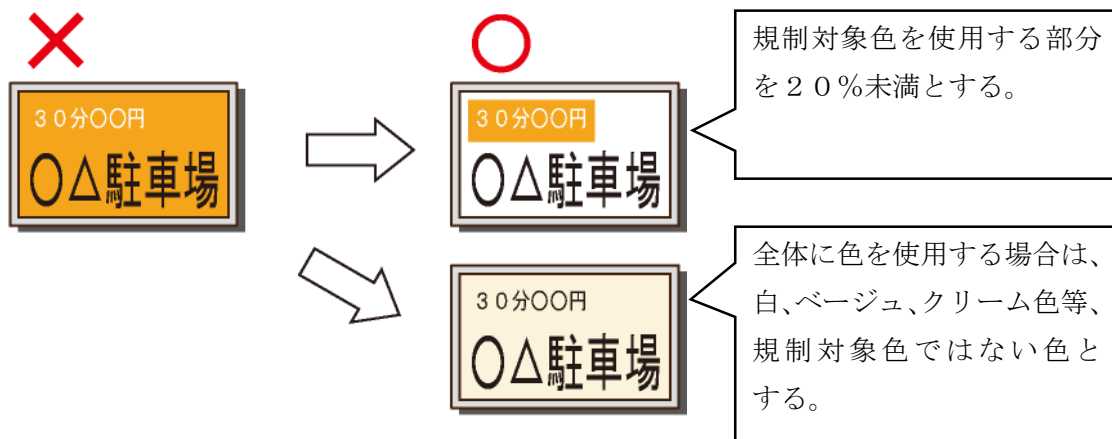
マンセル値の彩度が、下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	色相がY Rである色	色相がYである色	その他の色
規制対象色	6	6	4	2



(2) 下地等の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が20%未満であることとします。



(3) 文字等の色彩の基準

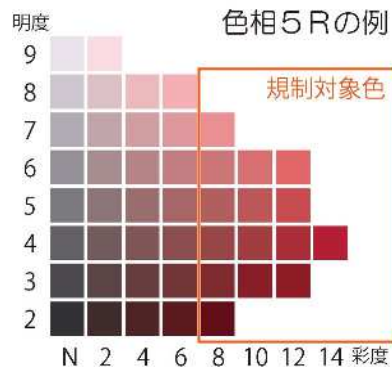
文字等の色彩は、下地等の部分と調和するようにしてください。特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等、けばけばしい色彩である場合は、当該部分と、(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計を、表示面の30%未満とします。

3 第4種地域、第5種地域、沿道型第3種地域、沿道型第4種地域特定地区及び沿道型第5種地域特定第1地区

(1) 規制対象色

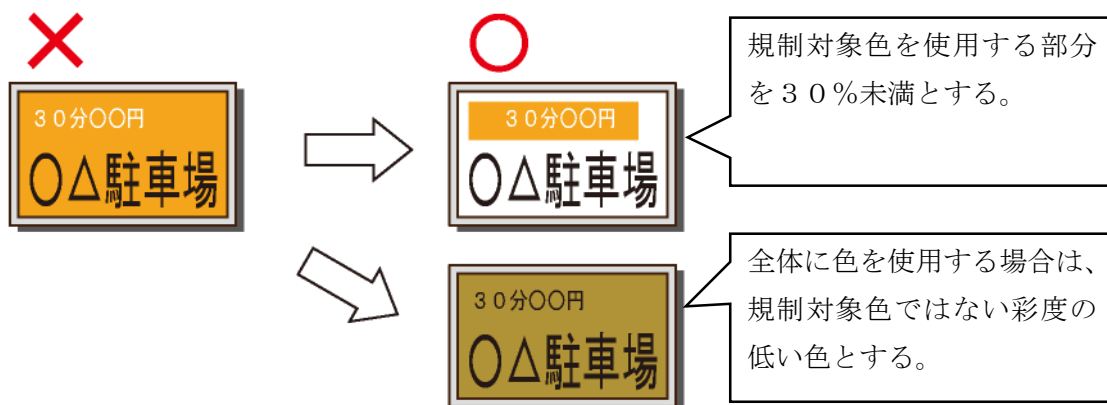
マンセル値の彩度が、下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	その他の色
規制対象色	6	8



(2) 下地等の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が30%未満であることとします。



(3) 文字等の色彩の基準

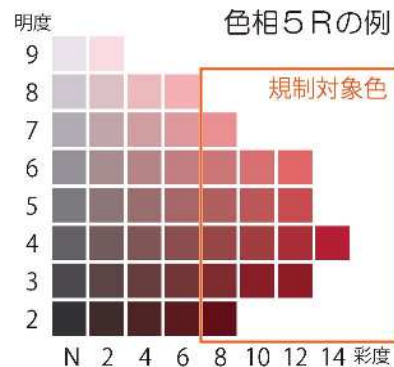
文字等の色彩は、下地等の部分と調和するようにしてください。特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等、けばけばしい色彩である場合は、当該部分と、(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計を、表示面の40%未満とします。

4 第6種地域、第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域

(1) 規制対象色

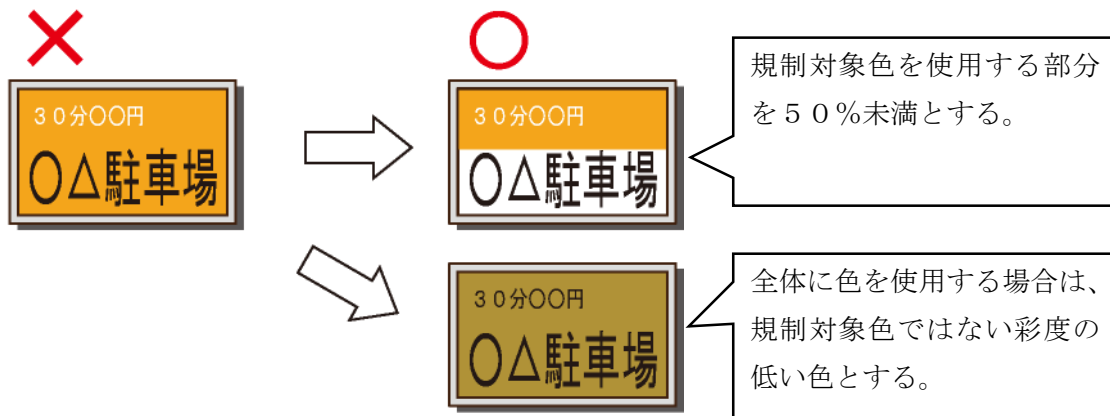
マンセル値の彩度が、下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	その他の色
規制対象色	6	8



(2) 下地等の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が50%未満であることとします。



(3) 文字等の色彩の基準

文字等の色彩は、下地等の部分と調和するようにしてください。特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等、けばけばしい色彩である場合は、当該部分と、(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計を、表示面の50%未満とします。

■ 複数の面板からなる屋外広告物の色彩について

複数の面板からなる屋外広告物について、規制対象色の使用可能割合は以下のよう
に算出します。（規制対象色30%未満の地域の例）

（例1）複数の面板の間に隙間がある場合

（あ）面と（い）面は別々のものとして考えます。

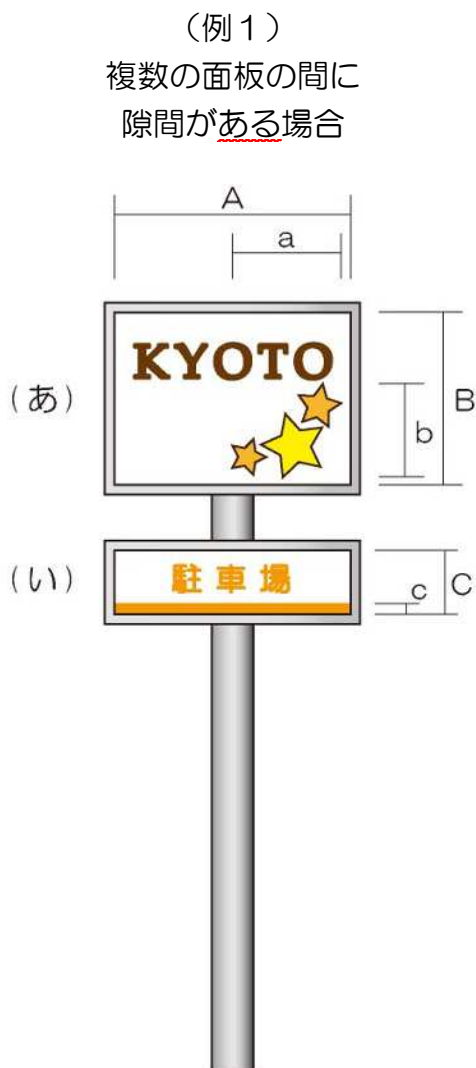
$$\text{（あ）面} \quad : \quad \frac{a \times b}{A \times B} < 30/100$$

$$\text{（い）面} \quad : \quad \frac{A \times c}{A \times C} < 30/100$$

（例2）複数の面板の間に隙間がない場合

（あ）面と（い）面は一体のものとして考えます。

$$\text{面一体} \quad : \quad \frac{a \times b}{A \times B} < 30/100$$



面積の算定の場合と同様、長方形以外の図形や、複数の図形で一体となっているものは、原則その外接の長方形の面積を用いて考えます。

■ 色彩基準の例外

- 1 着色されていない木又は石の色は、規制対象色又は禁止色とはみなしません。
- 2 次に掲げるものは、下地等の色彩の基準又は文字等の色彩の基準にかかわらず、表示することができます。
 - (1) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠のもの
 - (2) 表示が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの
 - (3) 低い位置に付けられる小さなもの（次の基準を満たすこと。）

規制区域	基準
第1種地域、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域	ア 最上部の高さが4m以下であること。 イ 1の立面（独立型屋外広告物にあっては区画。以下同じ。）における最上部の高さが4m以下の屋外広告物（※）の規制対象面積の合計が0.5㎡以下であること。
第2種地域、第3種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域特定地区、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域特定第1地区	ア 最上部の高さが4m以下であること。 イ 1の立面における最上部の高さが4m以下の屋外広告物（※）の規制対象面積の合計が1㎡以下であること。
第4種地域、第5種地域、第6種地域、第7種地域、沿道型第3種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域	ア 最上部の高さが4m以下であること。 イ 規制対象面積が1㎡以下であること。 ウ 他の屋外広告物に隣接していないこと。

※ 下地等の色彩の基準及び文字等の色彩の基準を満たすもの又は上記(1)若しくは(2)に該当するものは除きます。

■ 掲出物件（※）の色について

掲出物件の色は無彩色やこげ茶、クリーム色等の低彩度の色を原則とします。下表に掲げる色については、けばけばしい色彩となるため使用しないでください。

彩度		
黄赤（YR）	黄（Y）	その他
10を超える色	10を超える色	8を超える色

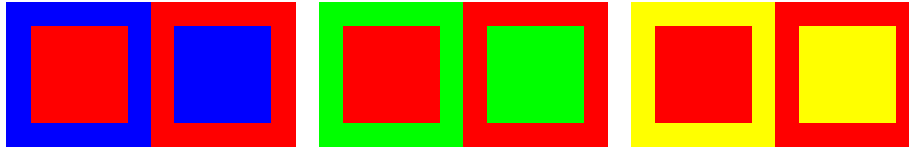
※掲出物件とは、広告塔、広告板その他の屋外広告物を掲出するために設置する物件をいいます。

■ 色の組合せについて

複数の色彩を使用する場合は、けばけばしいものにならないように、色の組合せや使用する面積に配慮してください。

＜けばけばしい色の組み合わせの例＞

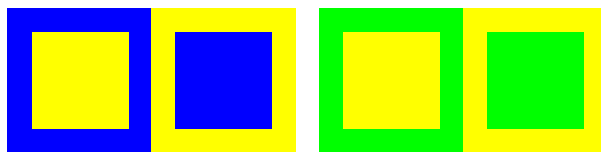
・彩度の高い色を使用した補色等の組合せ



赤と青

赤と緑

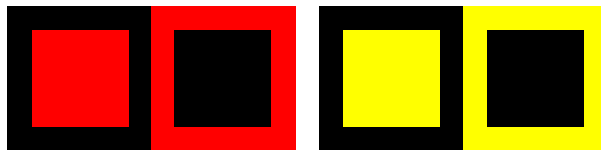
赤と黄



黄と青

黄と緑

・黒と彩度の高い黄又は赤の組合せ



赤と黒

黄と黒

■ 写真・絵画について

写真、絵画等については、建築物のデザインや景観への影響が大きいため、屋外広告物への使用はできるだけ避けてください。やむをえず、写真、絵画等を表示する場合、以下の要件があります。

- 写真、絵画等を表示した屋外広告物の高さの上限を原則10mとします。
- 1個当たりの面積の上限を原則10㎡以内とします。
- 1個当たりの面積が10㎡を超える場合、以下の要件のいずれにも適合していることとします。
 - ① 10㎡を超える写真、絵画等の面積が、1個当たりの面積の上限の1/2以内で、かつ、それらの合計が、表示率の上限の1/2以内
 - ② 写真、絵画等を表示した1個当たり10㎡を超える屋外広告物の数が1壁面当たり2個以内
- 意匠が定着する建築物等又は周囲の町並み景観と調和していること。
- 表示面の色彩の基準を満たすこと。（写真等の部分については、原則としてその全てを規制対象色とみなします。）

可変表示式屋外広告物の規制

電光ニュース板や電光広告板、デジタルサイネージのように、常時表示の内容を変えることができる屋外広告物を可変表示式屋外広告物（以下「可変表示式」という。）といい、以下のような規制があります。

- ・次に掲げる地域では表示できません。

第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域

- ・1個当たりの面積の上限を定めています。

（1個当たり面積規制の例）

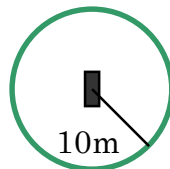
規制区域	建築物等定着型屋外広告物※	独立型屋外広告物 （多本支柱型の場合）
（一部抜粋）	1個当たりの面積制限	1面当たりの面積制限
第5種地域	5㎡	1㎡
第7種地域	10㎡	2㎡

※突出型の屋外広告物に設置する場合は0.5㎡以内

- ・近くに他の可変表示式がある場合は設置・表示ができません。

面積が2㎡以内の

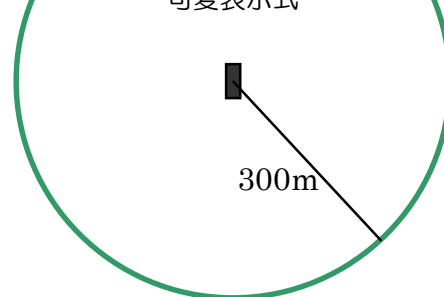
可変表示式



周囲10mに他の可変表示式がある場合は、設置することができません。

面積が2㎡超の

可変表示式



周囲10mに他の可変表示式又は周囲300mに2㎡を超える他の可変表示式がある場合は、原則として設置することができません。

可変表示式の色彩

表示内容が自由に変わるものについては、原則としてその全てを規制対象色部分とみなします。ただし、電光ニュース板等、文字又は記号のみを表示するものについてはこの限りではありません。



条例第 11 条第 1 項第 6 号に規定する地域

第 1 種地域、第 2 種地域、歴史遺産型第 1 種地域、歴史遺産型第 2 種地域及び特定の鉄道や道路から 100m の範囲で市長が指定をした地域については、その場所に自己の事務所や事業所と関係のない屋外広告物を表示する、いわゆる「他社広告」の設置を禁止しています。規制を受ける範囲の詳細については窓口の縦覧図やインターネットの都市計画地図で御確認ください。

この区域において表示可能なものは、①自家用屋外広告物②管理用屋外広告物③面積 1 m²以下の案内用屋外広告物のいずれかです。



特定屋内広告物の規制

1 特定屋内広告物とは

特定屋内広告物とは、建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを貼り付ける場合や、ガラスを隔てた建築物の内側等に文字等を表示する場合、それらは特定屋内広告物になります。

なお、建築物の2階以上については、建築物の窓ガラス等の内側であっても、屋外の公衆に表示する広告物を設置するための内壁等を設けて屋内に広告物を設置する場合、当該内壁等を外壁とみなして、屋外広告物の規定を適用する場合があります。

2 届出制度

建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5㎡を超える場合、事前に京都市長への届出が必要となります。

3 規制内容

特定屋内広告物については、開口部に表示できる面積の規制と色彩の規制がかかります。

(1) 面積

窓ガラスの部分に表示する場合、建築物の1階以下については開口部の50%以下、2階以上については開口部の30%以下

(2-14 2「開口部に表示できる面積の規制」と同様です。)

(2) 色彩

広告物の下地の色の彩度が下表の数値以下である必要があります。また、建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和なものは表示できません。(屋外広告物の色彩基準を満たすものについては、表示することができます。)

色相がY、YRである色	その他の色
10	8

支援制度の解説

■ 優良屋外広告物表彰

■ あらまし

京都市では、京都にふさわしい広告物の普及促進を目的とした様々な取組を進めており、なかでも平成24年度に創設した「京都景観賞」においては、まち並みに調和し、美しく品格のある景観形成に貢献する優良な屋外広告物を表彰する「屋外広告物部門」を2年連続で実施しました。

表彰候補については、京都にお住まいの皆様、京都を訪れる皆様から、平成24年度に789件、平成25年度に1,277件と本当にたくさんの御応募をいただきました。

京都景観賞屋外広告物部門の実施を通じて、皆様の景観に対する意識の高さを再認識するとともに、永い時を超えて伝えられる由緒ある看板やのれん、歴史的なまち並みと調和しながらモダンで独創的な魅力を放つ広告物など、京都ならではの魅力をもつ素晴らしい広告物が京都にはたくさんあることを、多くの皆様に知っていただく機会となりました。

今後とも、このような優良な屋外広告物を表彰していく予定です。

■ 表彰作品紹介

平成24年度 市長賞

一保堂茶舗



嶋臺（しまだい）ギャラリー



サクラ堂歯科医院



シタディーン京都烏丸五条



平成24年度 市長賞
亀末廣



FORTUNE GARDEN KYOTO



清課堂



打田漬物商工業株式会社 錦小路店



フランソア喫茶室



祇園 佐川急便



平成25年度 市長賞
群青



とらや 京都一条店



平成25年度 市長賞

恵文社 一乗寺店



進々堂 京大北門前



瓢亭



山ばな 平八茶屋



衣司 武美



京都八百一本館



島津製作所 創業記念資料館



然花抄院 京都室町本店



平成25年度 市長賞
丁の字 CAFE



ロイヤルパークホテル ザ 京都



高台寺 土井



名代おめん 高台寺店



ぽっちり 祇園本店



株式会社丸三仏壇店 珠数屋町西店



京あめ クロッシェ



鮎茶屋 平野屋



平成24年度 京都デザイン協会賞
イノダコーヒ 三条支店



伏見大手筋商店街 からくり時計
「おやかまっさん」



平成25年度 京都デザイン協会賞
總屋



オリジナル文具 裏具



平成25年度 京都府広告美術協同組合賞
IN THE GREEN
(株式会社バルニバービ)



TOWA株式会社 本社・工場



優良屋外広告物補助金交付制度

補助金交付制度のあらまし

優良な屋外広告物を誘導し、都市景観の向上を図るため、建物のデザインと調和した屋外広告物や、商店街をはじめとする一定のまとまりのある地域で統一的に製作する屋外広告物で、優良なデザインで良好な景観形成に寄与するものを表示する場合に、設置等に係る費用の一部に対して補助を行っています。

1 補助対象事業

予算の範囲内で、下記の事業の補助を行います。

- (1) 優良なデザインである屋外広告物の設置・改修工事
- (2) 商店街等の統一看板及び共同看板の設置・改修工事
- (3) 統一看板及び共同看板に係る企画等の行為

※ 撤去工事は、補助の対象になりません。

補助対象の内訳

種類	補助対象
設置・改修工事	(1) 材料費 (2) 製作に必要な設計費、デザイン料 (3) 製作、設置に必要な経費
企画等 (統一看板等のみ※)	(1) 企画等に必要な資料、図面等の作成頒布経費 (2) 企画等に必要な事務用品等の購入経費 (3) 集会に必要な会場及び備品の使用料その他これに準じる経費 (4) 研究会等の講師の謝礼

※ 統一看板とは、商店街などの団体に属する商店等のうち5件以上が共通のデザインの看板を設置し、地域のまとまり等を創出するものを指します。

2 補助金額

上記1の補助対象となる費用を合算した金額に、地域ごとに設定した補助率を乗じた金額の範囲内で補助します。ただし、限度額は下記のとおりです。

- (1) 設置・改修工事に関する費用：1申請につき50万円まで
- (2) 設計及び企画等に関する費用：1団体につき50万円まで

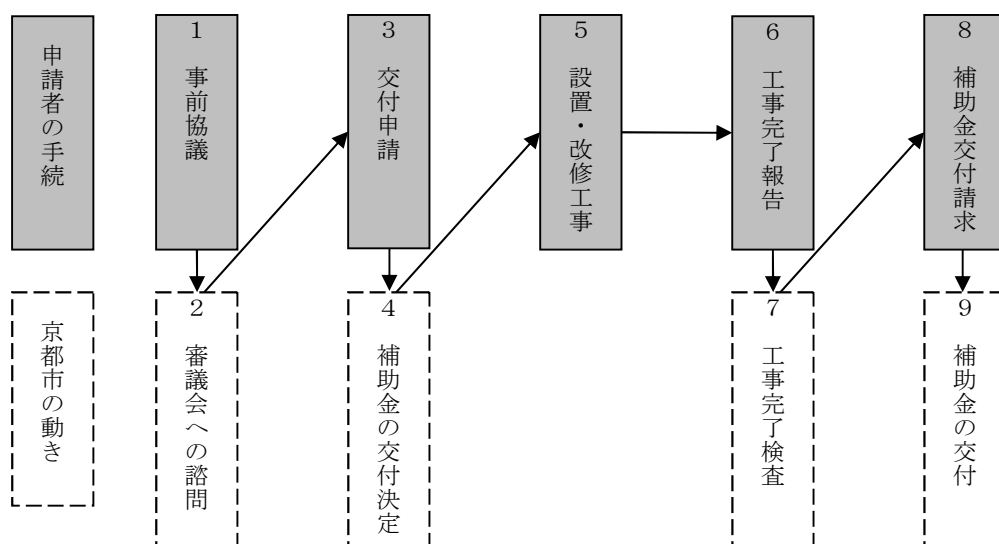
補助率について

項目	規制区域等	補助率
統一看板等	伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区、歴史遺産型第1種地域、歴史遺産型第2種地域に設置するもの	3分の2
	その他の地域に設置するもの	2分の1

項目	規制区域等	補助率
統一看板以外 (通常の屋外広告物)	伝統的建造物群保存地区、 歴史的景観保全修景地区、 界わい景観整備地区、 歴史遺産型第1種地域、 歴史遺産型第2種地域に設置するもの	3分の2
	第1種地域、 第2種地域、 第3種地域、 第4種地域、 沿道型第1種地域、 沿道型第1種地域特定地区、 沿道型第2種地域、 沿道型第2種地域特定地区、 沿道型第3種地域、 沿道型第3種地域特定地区に設置するもの	2分の1
	その他の地域に設置するもの	3分の1

例：設置改修工事に70万円の費用が掛かり、設置場所が第3種地域(補助率2分の1)の場合
 $70\text{万円} \times (1/2) = 35\text{万円}$ を補助します。

3 補助金交付までの流れ



京都市美観風致審議会広告物専門小委員会に意見を聴いたうえで、補助をすることを適当と京都市が認めるものに対してのみ、予算の範囲内で補助金を交付します。

(申請があるものすべてに補助ができるわけではありません。)

4 評価の際の留意点

補助が適当かどうか評価する際は、下記のような点を考慮します。

- ・ 屋外広告物が設置される建物の構造や外観、外壁の材質等と適切に調和した形態やデザインであること。
- ・ 形態やデザイン、材質が適正に組み合わせられ、屋外広告物自体が良好な景観形成の対象となるもの
- ・ 周囲の風情と調和しており、かつ、風情を向上させるようなもの
- ・ 統一看板や共同看板の場合は、統一性を基調に、それぞれの店舗の用途に応じた個性を発信する中で商店街やその地域における洗練された統一感と良質な景観を演出するもの

補助事例紹介

平成19年度 旅館元奈古



平成20年度 河井寛次郎記念館



平成21年度 京西陣菓匠宗禅



平成22年度 堀金箔粉



平成24年度 旅館力彌



～ 平成24年度京都景観賞優秀賞受賞 ～

平成25年度 京都八百一本館



～ 平成25年度京都景観賞市長賞受賞～

平成25年度 株式会社丸三仏壇店
珠数屋町西店



～ 平成25年度京都景観賞市長賞受賞～

平成26年度 ホテルギンモンド京都



平成26年度 Vermillion



平成26年度 京都伏見稲荷 伍八堂





優良意匠屋外広告物・歴史的意匠屋外広告物について

所有者の申請により、以下の指定を受けた優良意匠屋外広告物及び歴史的意匠屋外広告物については、許可基準のうち、面積の規定等については除外されます。

また、優良意匠屋外広告物については許可期間を延長することができます。

- ・ 優良意匠屋外広告物

特に優良な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物（審議会への諮問が必要になります。）

- ・ 歴史的意匠屋外広告物

歴史的な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物

特例許可制度

屋外広告物を表示する場合、条例で定める基準に適合させるのが原則ですが、基準に適合しない場合であっても、①意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与するものや、②その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件については、美観風致審議会の意見を聴いたうえで、特例的に許可をする場合があります。

特例許可は、きわめて例外的な制度であり、その適用は、以下の原則及び基準によります。

適用にあたっての原則

- ・ 特例許可を受けようとする屋外広告物（以下「対象屋外広告物」という。）だけでなく、対象屋外広告物以外の屋外広告物等も含めた区画全体の景観向上についての計画を作成していただき、総合的に評価します。
- ・ 上記の計画によって景観がどのように向上するかについては、申請者がシミュレーション等で明らかにしてください。また、公益性等によりやむを得ない場合も、条例の基準に適合しない合理的な理由の説明が必要です。
- ・ 他の制度（歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物等）によって、条例に適合する場合は、特例許可は適用されません。

基準概要

- ①「意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与し、景観上支障がないと認められるもの」の基準
 - ・ 対象屋外広告物だけでなく、区画全体の広告物等について、区画全体の景観を大きく向上し、周囲の景観を向上させる総合的な計画を作成すること
 - ・ 対象屋外広告物の形態、意匠、材料等が優れており、建物と調和していること
 - ・ 対象屋外広告物に、独自の工夫や景観への配慮がなされていること
 - ・ 対象屋外広告物が、周囲の景観との調和を乱さないものであること
- ②「その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ない屋外広告物で、景観上支障がないと認められるもの」の基準
 - ・ 鉄道その他公共、公益上必要な施設にあって、その機能の確保を図るうえで必要なもの又はその表示が歴史や文化を体現しているものであること
 - ・ 区画全体について、景観を改善し、総合的に景観上支障のないものとするための計画を作成すること

なお、特例許可制度の適用を受けるには、京都市と事前に協議をしていただいたうえで、京都市美観風致審議会の意見を聴く必要があります。詳しくは、広告景観づくり推進課（TEL 075-222-4137）まで御相談ください。

屋外広告業登録制度

登録制度の概要

京都市内で屋外広告業を営むためには、本市へ事前に登録することが必要です。制度の概要は以下のとおりです。

※屋外広告業：屋外広告物やその掲出物件（広告を表示するための広告塔など）の表示・設置を行う業のことで、具体的には屋外広告物の施工業者の方が対象になります。
なお、「市内で屋外広告業を営む」とは、市外で製作した看板を市内で表示する場合も含まれます。

1 登録の申請

登録に当たっては、氏名、営業所の所在地や業務主任者の氏名等を記載した申請書等を提出する必要があります。（次ページ「登録の申請」参照）

2 業務主任者の選任

営業所ごとに、屋外広告士や都道府県、政令指定都市等が開催する屋外広告物の講習会修了者等から業務主任者を選任する必要があります。

3 登録の有効期間

5年間。引き続き屋外広告業を営む場合は、期間満了前に更新の手続きが必要となります。

4 欠格事項

登録を取り消された日から2年を経過しない場合等には、登録できません。

5 登録簿への登録

申請された内容は、屋外広告業者登録簿に登録され、この内容のうち、登録番号及び登録業者名並びにその営業所の名称、所在地及び電話番号については、広告景観づくり推進課で、一般の方が閲覧できるほか、広告景観づくり推進課ホームページに掲載します。

6 登録の通知

登録完了後、本市から登録申請者へ屋外広告業登録済証を交付することにより通知します。

7 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に、下記の様式による標識を掲示しなければなりません。

屋 外 広 告 業 登 録 票	
商号及び氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	
登 録 番 号	京都市屋外広告業登録第 号
登 録 の 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

(縦35 cm以上×横40 cm以上)

8 帳簿の備付け

営業所ごとに、注文者の氏名・住所、表示した屋外広告物等の名称・種類・数量・場所・表示年月日等その営業に関する事項を記載した帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

9 登録手数料

登録又は更新の際は、いずれも1件につき10,000円の手数料が必要です。

10 違反者に対する罰則等

屋外広告業者等が京都市屋外広告物等に関する条例の規則に違反する行為を行った場合に、登録の取消しや営業停止処分を行うために「京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱」を平成24年10月に制定しております。要綱の概要は以下のとおりです。

要綱の概要

1 登録取消の場合

- (1) 不正の手段により条例第35条第1項又は第3項の登録を受けたとき
- (2) 条例第36条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき
- (3) 営業停止の命令に違反したとき
- (4) この要綱に定める基準に基づき加算した営業停止の期間が180日を超えるとき

2 営業停止の場合

(1) 営業停止事由と期間

事 由	期 間
条例第39条第1項の規定による命令(特定屋内広告物に係るものを除く。)に違反したとき	180 日
条例第39条第2項前段の規定による命令に違反したとき	
条例第5条、第6条第1項、第9条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第34条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して屋外広告業を営んだとき	90 日
不正の手段により第9条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第34条の3第1項若しくは第2項の規定による許可を受けたとき	
条例第9条第10項、第23条第8項又は第34条の3第8項の規定により付された条件に違反して屋外広告業を営んだとき	
条例第36条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	
条例第39条第2項後段の規定による命令に違反したとき	60 日
条例第40条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	
条例第36条の9の規定に違反したとき	30 日
条例第36条の10の規定に違反したとき	

(2) 営業停止期間の加算・減算

加 算	事 由	期 間
	違反行為を繰り返す等、特に悪質であると判断されるとき	30 日
	過去5年の間に処分を受けたことがあるとき	
減 算	過去5年の間に処分を受けず、又は条例第50条の規定に基づく過料を科されたことがない場合であって、かつ、本市の行政指導に適正に従ったとき	30 日
	条例に違反して表示又は設置した屋外広告物等について、自ら申告し、是正したとき	180 日

3 無登録業者への措置

(1) 厳重注意

登録を受けずに京都市の区域内において屋外広告業を営んだ場合、京都市から厳重注意を行い、登録を受けるよう勧告を行います。

(2) 刑事告発

勧告を受けた無登録業者が正当な理由なく勧告に応じないときは、刑事告発を行います。

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

4 公表

屋外広告業者に対し処分を行ったときは、条例第42条の規定により、その旨及びその内容を広報発表などにより公表します。

5 他府県への通知

京都市が、屋外広告業者に対し処分を行ったときは、当該屋外広告業者の氏名、住所、処分の内容、処分の期間その他の情報を国土交通大臣や近隣府県、政令市等に通知します。

登録の申請

1 申請方法

登録の申請（更新を含む。）に必要な書類は次の表のとおりです。郵送でも受け付けますが、その際、必ず申請事務を行う方の氏名、住所、電話番号を明記してください。必要な書類は、申請者の種別（法人、個人、未成年者）により、また新規、更新の別により異なるので注意してください。必要部数は1部です。

書 類		申請者	
		法人	個人
屋外広告業登録申請書		○	○
登録申請者が条例第36条の3各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）		○	○
住民票の写し （マイナンバーの記載がないもの）	申請者	—	○
	役員	○	—
	業務主任者	○	○
法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）		○	—
業務主任者が条例第36条の8第1項各号のいずれかに該当することを証する書面		○	○
屋外広告業登録済証（更新の場合のみ。写しで可）		○	○

なお、申請者が未成年である場合は、法定代理人について以下の書類が必要です。

法定代理人が個人である場合	住民票の写し
法定代理人が法人である場合	役員の住民票の写し、法人の登記事項証明書

※ 登録事項に変更がある場合は、屋外広告業登録事項変更届と変更に係る事項を証する書類が必要

2 手数料の納入

申請受理後、手数料の納入通知書を発行しますので、納入通知書左下に記載の納入場所で納入してください。納入期限は発行日から 2 週間です。必ずこの期間内に納入してください。納入後は、領収書部分を広告景観づくり推進課まで FAX で送信するか、写しを郵送してください（送付文等は不要です。）。納入を確認後、登録簿へ登録し、登録済証を交付します。

3 登録事項の変更・廃業等

登録後、その登録事項に変更がある場合や屋外広告業を廃業する場合等は、変更のあった日又は廃業等に該当することとなった日から 30 日以内に届出が必要です。

なお、廃業等の場合において、届出の義務がある方は、次の表のとおりです

廃業等の内容	届出義務者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により解散したとき	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人
法人が分割により屋外広告業を承継させたとき	その法人
本市の区域内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者

申請書類に係る注意事項

1 屋外広告業登録申請書、誓約書、屋外広告業登録事項変更届、屋外広告業廃業等届

- (1) 所定の様式により作成してください。
- (2) 各様式の「記入上の注意」を必ずお読みいただいたうえで記入してください。

2 住民票の写し及び法人の登記事項証明書

- (1) 3箇月以内のものを添付してください。
- (2) 住民票の写しについては、申請に必要な方の個人のものを添付してください。
- (3) 法人の登記事項証明書については、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本を添付してください。
- (4) 法人については、原則として登記事項証明書に記載されている役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者）全員の住民票の写しが必要です。
- (5) コピーを添付する場合は、以下のいずれかを行ってください。
 - ①原本証明：コピーしたものに「原本と相違ありません。」と記入のうえ、申請者の印鑑（申請書、誓約書に押印したものと同じもの）を押印してください。
 - ②原本照合：コピーしたものと原本の両方を提出してください。原本照合後、原本をお返しいたします。

3 業務主任者が条例第36条の8第1項各号のいずれかに該当することを証する書面

次のいずれかに該当することの証明の写しを添付してください。

- (1) 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する都道府県、政令指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術に関する職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した

広告物Q&A

広告物総論

Q1 屋外広告物とは何ですか？

A 屋外広告物の定義は、屋外広告物法において定められており、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板や立て看板、ポスター、広告塔のほか、建築物の壁面に掲出されているものをいいます。

内容としては、文字、商標、シンボルマーク、写真、絵画等のほか、企業等のコーポレートカラーなどイメージを喚起させるものも屋外広告物に含まれます。

また、営利を目的としないもの（例：「立入禁止」、「P（駐車場マーク）」）であっても屋外広告物となりますので御注意ください。

Q2 名称が入っていないものも広告看板ですか？

A 名称が入っていなくても、コーポレートカラー等で着色されている壁面やテナント未入居のため白板になっている看板も屋外広告物となります。

Q3 クリスマスツリーは、屋外広告物になるのですか？

A クリスマスツリーそのものは、屋外広告物にはなりません。

ただし、クリスマスツリーに企業名や商品名を入れる等の文字等が入れば屋外広告物になることがあります。

Q4 イルミネーションは、屋外広告物になるのですか？

A イルミネーションだけでは、屋外広告物にはなりません。ただし、イルミネーションを使って、文字等を作り、一定の文字情報等を発信する場合、屋外広告物になることがあります。

Q5 こいのぼりは、屋外広告物になるのですか？

A 一般的に、こいのぼりは屋外広告物に該当しません。ただし、こいのぼりそのものに「バーゲンセール」等を書き込み宣伝するなど、通常のこいのぼりとしての使用の範囲を超える場合には、屋外広告物となる場合もあります。

Q6 あらゆるものが屋外広告物として規制を受けるのですか？

A Q1のとおり、屋外広告物は大変幅広い概念で定義されています。しかしながら、法の趣旨は、あらゆるものを規制するのではなく、規制対象とするかどうか

は各自治体の条例において個々具体的に定めることとしております。

京都市の条例におきましても、お祭り等により表示するものや、工事の安全のために必要な表示などは、許可の対象外としております。また、1つの敷地で合計が2㎡までの自家用屋外広告物についても、許可は必要ありません。

Q7 なぜ、自分の敷地内に設置する屋外広告物まで規制するのですか？

A 皆さんが街中を歩いていて、目に入るものは、街の景観として様々な形で影響を与えています。このため、屋外広告物法では、「公衆に表示されているもの」を屋外広告物として定義しており、敷地の内外により区別はしていません。

なお、同じ看板の規制で、道路法による規制が別途あります。これは、道路上空に突出する場合には、占用許可を必要としておりますが、敷地内であれば、この手続は必要ありません。

Q8 祭りで設置する屋外広告物は、許可を取らないといけないのですか？

A 祭礼や伝統的な行事のために設置するものは、公衆に表示されているものとして、屋外広告物の定義には該当しますが、京都市の条例におきましては、このようなものを許可の対象とはしていませんので、手続等は不要です。

Q9 毎日、数時間のみ出す看板は、許可を取らないといけないのですか？

A 1日のうち、数時間だけ出される看板であっても、屋外広告物として許可が必要となります。

**Q10 車両等に表示する屋外広告物の規制とは、どのようなものですか？
また、許可申請が必要となる場合はどのような時ですか？**

A ①鉄道車両、路面電車等で、その路線が京都市内にあるもの、②路線バス、定期観光バス、高速バス等（道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車）で、その路線が京都市内にあるもの、③貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等（②の一般乗合旅客自動車以外の自動車）については、その使用の本拠の位置が京都市内にあるものについては規制対象になります。

これらに表示する広告の合計面積が3.7㎡を超える場合は、許可申請が必要となりますが、自家用屋外広告物等一定の広告は合計面積が3.7㎡を超えても許可が不要です。

なお、車両全体のラッピング広告等、広告の合計面積が15㎡を超える大面積の広告等については、原則として許可できませんが、このような広告であっても、一定の条件を満たせば特例的に許可することができます。詳細は、広告景観づくり推進課ホームページ「車両広告の許可申請」を御参照ください。

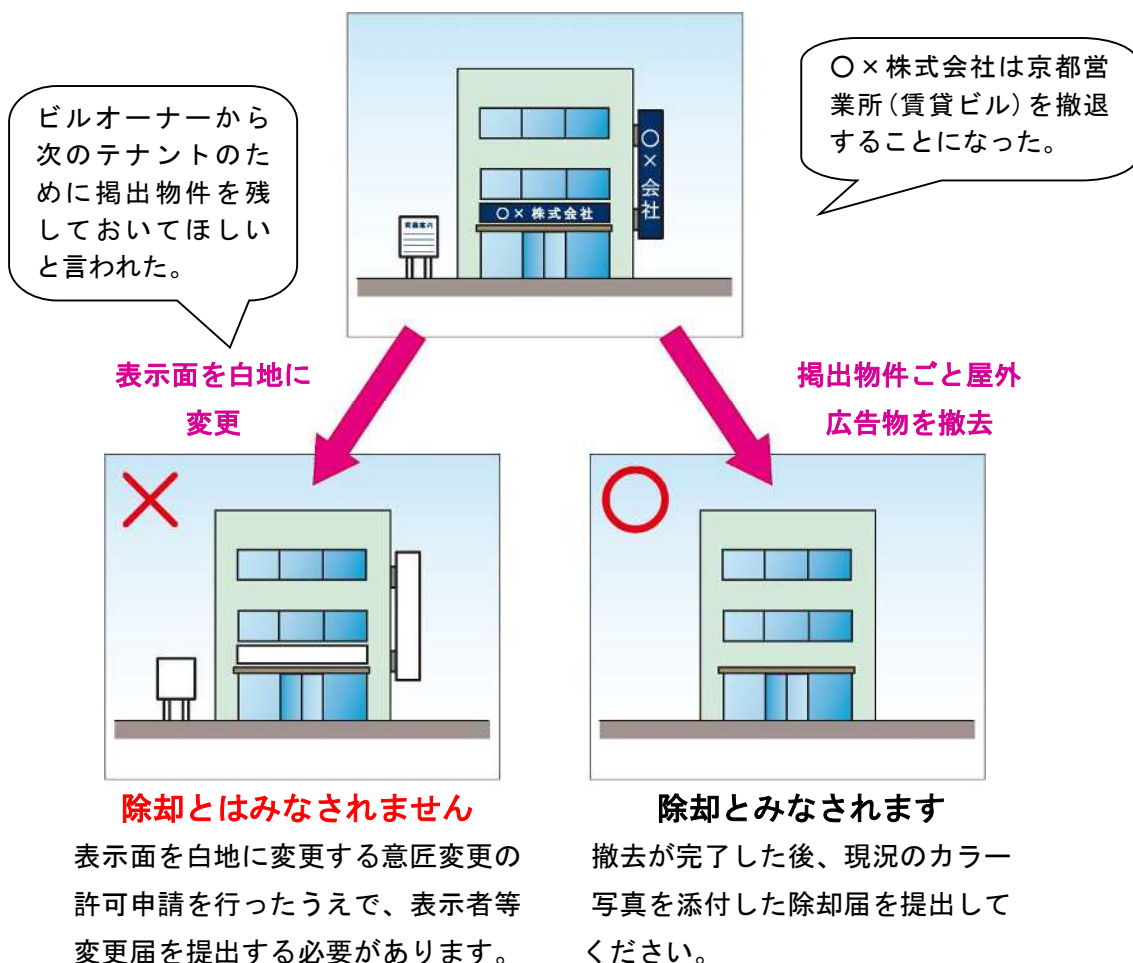
Q11 ガラス面の内側から外に向けて広告物を貼っています。これは、屋外広告物になるのですか？

A 屋外広告物にはなりません。しかし、このように屋内から貼るものであっても、景観に影響を与えるものであることから、京都市では、特定屋内広告物として位置付け、一定の面積制限等を定めています。また、5平方メートル（複数、貼られる場合は、その1立面での合計面積が5平方メートル）を超える場合、届出が必要となります。

Q12 賃貸ビルを退去するため、看板を白地にしました。これは、屋外広告物等を除却したことになるのですか？

A 表示者等は、屋外広告物の表示をやめる場合は、屋外広告物及びその掲出物件を除却しなければなりません。下図左のように掲出物件が残っている状態では屋外広告物等を除却したことにはなりませんので御注意ください。

なお、賃貸ビル等で、家主の意向で掲出物件を残す場合には、家主による表示者等変更届を提出し、当該掲出物件に対する権利及び責任の所在を変更していただく必要があります。この場合、許可期間満了後も引き続き掲出物件を残す場合は家主が継続の申請を行い、許可を受けなければなりません。



申請について

Q1 看板の届出は必要ですか？<なぜ、必要ですか？>

A 原則的に屋外広告物を表示する際には許可が必要です。

許可制を取る理由ですが、屋外広告物は広く公衆の目に留まり、町並みの景観を構成する重要な要素です。このため、屋外広告物が町並みと調和しているかどうかを確認し、一定の基準の中で秩序ある町並みを形成・誘導するために許可制としています。

Q2 自分の店（自社）の看板も申請が必要ですか？

A 必要です。自社の看板であっても、他社の看板であっても文字や色によって景観に対して影響を与える点では変わりはないので、申請が必要となります。ただし、自己の事務所又は営業所に設置する自社看板については、その敷地内の屋外広告物の合計面積が2㎡以下の場合は申請が必要ありません。

Q3 何個以上の看板の場合に申請が必要ですか？

A 個数によって申請の有無は決まりません。

自己の事務所又は営業所に自己の商号や名称を表示する自家用広告物の場合は、その敷地内の屋外広告物の合計面積が2㎡を超えるとときに申請が必要です。

自己の事務所又は営業所以外の場所で、屋外広告物のスペースのみ借りて屋外広告物を表示する場合は面積の大小にかかわらず申請が必要です。

Q4 看板の申請以外に必要な手続はありますか？

A 屋外広告物の形態や規模によっては、屋外広告物申請のほかに、他の法令による手続が併せて必要となる場合があります。

- ① 道路上空に突出する袖看板等の場合は、別途、道路法に基づく占用手続も併せて必要となります（受付は管轄の土木事務所。ただし、国道1号、9号、24号、171号については京都国道事務所）。
- ② 高さ4mを超える広告塔や広告板は、別途、建築基準法に基づく工作物確認の手続も併せて必要となります。また、垂れ幕、下地となる掲出物等も工作物確認が必要な場合があります（受付は建築審査課又は指定確認検査機関）。

Q5 自分で申請ができるのですか？

A 申請は御自身でもできますが、屋外広告業者等の専門家に手続を依頼されることもあります。

また、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については京都市の屋外広告業登録業者に御依頼ください。

Q6 申請に必要な書類は？

A 1ー7「申請に必要な書類」を御参照ください。

Q7 申請に資格は必要ですか？

A 申請については、資格は必要ありません。

なお、屋外広告物の申請に当たっては管理者を定める必要があり、高さ4mを超える広告塔や袖看板など建築基準法上の工作物確認が必要なものについては、屋外広告士や建築士等の一定の資格を持った方が管理者になる必要があります。また、看板の設置については京都市の屋外広告業の登録を受けていることが必要となります。

Q8 申請までのフロー、期間を教えてください。

A 1ー5「許可申請の流れ」を御参照ください

Q9 専門的な知識がないので相談したいのですが屋外広告物の業界団体などあれば教えてください。

A 京都市及び京都府下において事業所を有する屋外広告業者の団体として、京都府広告美術協同組合があります。

京都府広告美術協同組合

住所 京都市中京区壬生西土居ノ内町20番地5 ホンダビル3階

TEL (075) 313-0800 FAX (075) 313-0810

HP kyoto-kanbanpro.com

許可基準について

Q1 許可基準にある看板の種類とはどのような看板ですか？

A 大きく分けて建築物に付着させて表示するもの（建築物等定着型屋外広告物等）と自立式のもの（独立型屋外広告物等）に分かれます。下図のとおり様々な形態の広告物があり、種別ごとに許可基準が定められています。



Q2 地域ごとの基準は異なりますが共通して禁止されている事項は？

A 共通する主な基準としては、屋上屋外広告物の禁止や、照明装置について点滅式や可動式（パトライト等）のものを使用しないことなどがあります。

Q3 既に数年前から自社の看板がありますが当時申請をしていません。今からでも受け付けてもらえるのでしょうか？

A 位置、規模、形態及び意匠等の許可基準に適合しており安全上問題がなければ、既設置の屋外広告物についても許可は可能です。

許可基準に適合していない場合は適合するような改修案をお考えいただき、申請していただくことになります。

Q4 看板のベース色として禁止されている色はありますか。また、逆に京都市として推奨する色があれば教えてください。

A 色彩基準については2-16「色彩・意匠等の規制」を御参照ください。推奨する色としては、彩度の低いもののように落ち着いた印象を与えるものが望ましいと考えています。

Q5 田の字地区でテナントビルを経営しています。道路占用許可を取り、設置している看板は新条例で不適格とのことですが、ビル名やテナント名の表示は全く無理なのでしょうか？

A 田の字地区においては御池通、四条通、五条通、河原町通、烏丸通及び堀川通の一部については、屋外広告物がこれらの道路に突出することが禁止されています。このような地域においては、ビル名については建築物上部に切文字形式により表示し、テナントについては基準の範囲内で平付け看板や入り口付近に集合看板を設置するなどにより表示することができます。

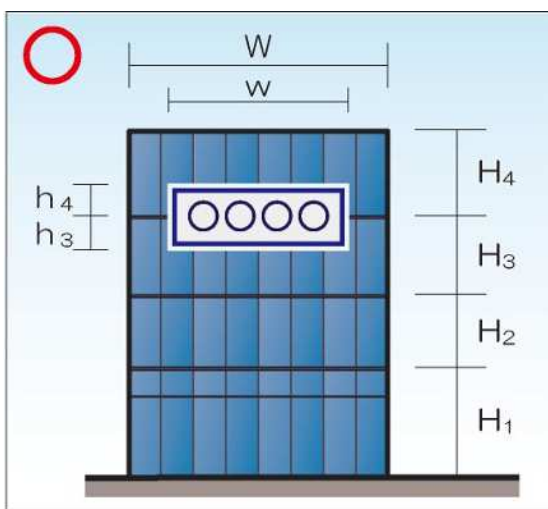
なお、前述の道路突出禁止区域においても、アーケードに定着させるものや高さ4m以下の看板等については、道路に突出することができます。

Q6 宅地開発している土地に分譲住宅に関する屋外広告物を設置したいと考えています。屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号の規定がかかる場所ですが、設置することは可能でしょうか？

A 条例第11条第1項第6号の規定が適用される場所では、自家用屋外広告物、管理用屋外広告物及び面積1㎡以下の案内用屋外広告物以外の設置が制限されます。住宅の建築予定地（実際に住宅が建つ場所に限ります。）に設置する屋外広告物は、その場所に建つ住宅に関する情報を記載したもののみであれば自家用屋外広告物とみなされますので設置が可能です。

Q7 ガラスのカーテンウォールの外部に広告物を設置することと「開口部規制」との関係は？

A ガラスのカーテンウォールも開口部に該当するので、同じく表示可能面積が開口部面積の50%又は30%以下という規制がかかります（2-14 2「開口部に表示できる面積の規制」を御参照ください）。壁面の大部分が連続したガラスのカーテンウォールである場合、その外部に広告物を表示するならば、「壁面と開口部に屋外広告物がまたがらないこと」という形態規制は満たすことになります。なお、全ての階で連続したガラスのカーテンウォールであっても、50%又は30%以下の制限は階ごとに適用されます。



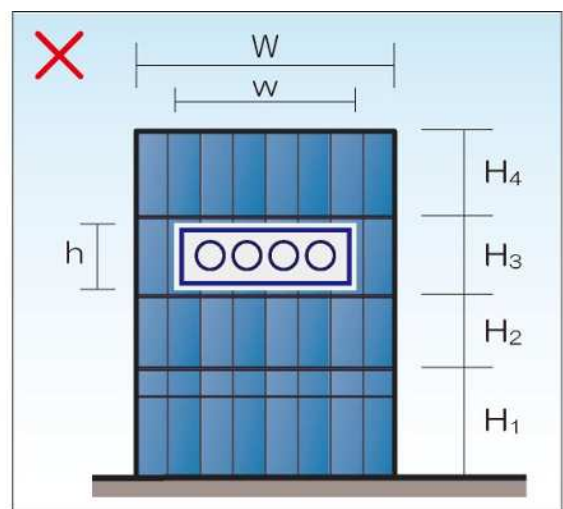
（正しい計算の例）

- ・ 3階部分

$$\frac{h_3 \times w}{H_3 \times W} \leq 30\%$$

- ・ 4階部分

$$\frac{h_4 \times w}{H_4 \times W} \leq 30\%$$



（誤った計算の例）

- ・ 2階以上の部分

$$\frac{h \times w}{(H_2 + H_3 + H_4) \times W} \leq 30\%$$

（正しい計算をした場合）

- ・ 3階部分

$$\frac{h \times w}{H_3 \times W} > 30\%$$

特定屋内広告物について

Q1 特定屋内広告物の規制はどうなっていますか？

A 2-26「特定屋内広告物の規制」を御参照ください。

【お問い合わせ先】

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

TEL 075-222-4137

FAX 075-251-2877